世界の児童と母性

海外福祉情報

MOTHER AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

CURRENT
OVERSEAS INFORMATION

第10号

1980年4月

世界の児童と母性 —海外福祉情報— 第10号 1980年4月

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD -CURRENT OVERSEAS INFORMATION-

目次

特集 片親家庭

片親家族問題の国際比較 ……西村洋子 2

日本の片親家族 ……田村健二 13

日本の母子家庭に関する調査結果 ……杉浦宏章 17

片親家族への地域ケア—フランス・ストラスブール市の例— ……松村祥子 22

オーストラリアのケアフォース ……大谷りつ子 25

オランダのトライアングル ……網野武博 28

アメリカの婦人の危機センター ……本間郷子 30

国際会議 国際児童年にかかわる国際会議一覧 …… 32

国際児童年記念児童福祉シンポジウム ……荻須隆雄 34

解説 遊び場の新しい設備—ノルウェーにおける新しいモデルの試み— ……森　重敏 36

トピックス 日本講演にみるスポック博士の幼児教育論 ……和田慎吉 42

ペルスヴァルからコンパニオンへ—スイスの教育治療センターを訪れて— ……皆川正治 45

施設の横顔 フランク・ドリア・パンフィリーセンター——医療・心理・教育センター—— ……大井英子 48

デンバーの情緒障害児収容治療施設 ……斎藤　武 50

ボストンの子ども博物館 ……杉本敏雄 52

小松島子どもの家 ……大坂　誠 54

その他 海外の委員会／イギリスの母子福祉政策とファイナー報告 ……京極高宣 56

第1号～第9号分類総目次……60

あれ・それ・これ……62

わが愛すべき仲間

タイ・ナコンサワン県視察

フィリピンのソーシャルワーカー

あの時のアメリカの子ども

昨今のイギリスと福祉行政

ミニ紹介1～2 ……16, 29

編集後記……64

ワルシャワの保育所で

在日ポーランド大使館提供

片親家族問題の国際比較

西村洋子
創価大学助教授

はじめに

近年，欧米諸国では片親家族の発生と増大が顕著である．その理由は，主として離婚・別居など婚姻破たんや家庭崩壊と，未婚の母親の増加である．これら片親家族の発生と急増の原因に，複雑多様で急激な家族の変容，さもなくば危機ともいえる現象と家族問題が集約されている．そのため片親家族の問題は，今や欧米諸国の重要な社会問題の一つにもなっている．

片親家族の問題性は，片親家族になる以前にも以後にも，その内外にさまざまな問題を抱え，引きずっていて，家族機能を遂行することがいっそう困難になってきたことにある．さらに片親家族の発生理由の多様化と量的な急増がみられ，問題性もいっそう複雑に肥大化している．

そのため欧米各国では，深刻な背景をもつ片親家族問題の対策に苦慮し，行政サイド・民間サイドそれぞれの立場からの問題解決を目差す努力がなされている．

近ごろはわが国においても，片親家族問題をめぐる状況が深刻化し，関係者や識者のあいだでは関心や論議が高まってきている．しかし解決を目差す努力や施策あるいは広く一般の人びとの認識はどうかというと，とても欧米諸国の比ではなく，かなり立遅れている．そこで欧米諸国における片親家族の実情や社会的・政策的対応などを概観することは，わが国の施策の在り方を検討するうえで，なにほどかの参考になると思われる．

欧米諸国といっても，もちろん各国それぞれ社会的・文化的・歴史的背景が異なり，片親家族問題も決して一様ではない．本稿で取上げて紹介するのはアメリカ・カナダ・イギリス・ドイツ，それに北欧のスウェーデンの場合である．それぞれの国が共通に家族の変容，家族の危機的状況のなかでの片親家族問題に遭遇している．しかし各国それぞれ特徴をもち，片親家族問題への取組み方の程度や方向性も異っている．この5国のなかでとりわけスウェーデンは高福祉国として知られ，片親家族問題は，包括的な社会政策の一環に位置づけられ，世界で最も進んだ対応がなされている．他はやはり福祉の長い伝統と実績をもつイギリスのかなり充実した制度的対応など，あるいはアメリカやカナダ・西ドイツの片親家族の自動組織の在り方など，大いに注目できると思う．

ただ本稿では，片親家族の児童問題については，資料や紙幅の制約もあり，今回は大きく取上げることはできなかった．したがって片親家族問題に関して，ごくマクロな視点から取上げる．また本稿は，資生堂社会福祉事業財団の助成によって始めた，欧米5か国の片親家族問題研究の一応の成果に基づくものである．各国を過去3年間にわたって実地に訪問し，各国の主として片親家族の自助・互助組織や団体，あるいは家族や子どもの問題に関係のある行政機関などを対象に訪問見聞したり，その際収集した資料などに基づいている．

片親家族のすう勢・実態

まず各国の片親家族のすう勢をみてみよう．その特徴は，端的にいえば1970年代になって数が増加の一途をたどり，新たに父子家族や未婚の母家族なども急速に増加してきたことにある．片親家族のおもな発生理由は，配偶者との死別･離別･別居による，あるいは未婚出生によるものであるが，そのうち近ごろ目立つのは，かつての死別に替り離婚・別居，未婚の母が著しく増えたことである．もちろん今日でも死別はまだ大きな要因であるが，大半の要因は結婚破たん，家庭崩壊が容易に起るようになった結果であり，自分の手元で子どもを扶育する未婚の母親の家族が多くなったことである．

ところで本来片親家族という形態は，片親の同せいや再婚の，あるいは子どもの成長・独立の時点で終る．一度形成された片親家族の継続期間は，それぞれ長い場合も短い場合もあり，その形成理由と形成後の生活との関連の多様さなどとともに，固定的でも画一的でもなく，かなり流動的である．それゆえに片親家族は単一の明確な定義づけがしにくい．いつの時点，どの段階から片親家族とみなすかも難しいし，親が子どもを扶養する年齢の上限も国によって異なっている．

つまり結婚が破たんし終結して片親家族が形成される時点，あるいは新たに同せいし再婚して片親家族が解消される時点は，公表の有無によって異なるし，そのはっきりした認定もなかなか難しい．また最近の傾向のように，たとえ片親が新たに同せいや再婚をしても子に対する別れた親との共同親権確立の傾向もあり，その場合，新しい家庭のなかに，元の片親家族の意識や機能がもち込まれる．ゆえに家族内の継父母子，継きょうだい関係がスムーズになれない．

したがって片親家族に関しては，統計上の操作の仕方，制度や政策的対応上の諸目的に応じて片親家族認定のやり方も異なってくる．実態の把握も困難な面が多い．このような事情も，現実に多くの苦難を経験している片親家族に対する社会的関心や理解を薄めている．あるいは誤解や偏見も生じやすく，行政の対応も不備になりやすい．ともあれ各国の片親家族のすう勢をみてみよう．

1．アメリカ合衆国

アメリカ合衆国では子ども全体（18歳以下）の98％が家族のなかで育ち，その79％が両親と生活している（1977年）．1976年には白人の子どもの85.2％，黒人のそれの約半数が両親と生活していた．他方，両親を失った孤児数は長期にわたり減少し続けたが，片親（とくに母親）だけと暮す子どもは逐年着実に

増加してきた．1977年には全家族世帯数の16.3%に当る920万の片親家族がおり，7世帯中1世帯を占めた．また全子ども数の17%が片親家族の子どもであった．

アメリカの片親家族(ほとんど母子)のすう勢で特徴的なのは，黒人のそれの激増である（全黒人家族のうちで，1970年には28%であったものが，75年には35%，77年には36%へと増え，まさに3世帯中1世帯余が片親家族で，白人家族の場合の2倍以上に相当する)．1976年には白人の子どもの12%，黒人の子どもの40%，計1,030万人が片親家族に属していた．この片親家族のほぼ2分の1は離婚や別居によるもので，死別は減っている．

いっぽうで父子家族の少ないことも，アメリカの片親家族の特徴である．ちなみに父子家族は1959年から1972年のあいだにわずか3%の増加だが，母子家族は45%も増加した．この理由は，父親の行方不明や遺棄（とくに黒人家族に多く，公的扶助を得るための方便としての遺棄や離婚も多いという)，あるいは離婚後子どもの親権は圧倒的に母親である場合が多いとか，父親の再婚率が高いなどが挙げられる．

また今日の新生児の15%が非嫡出児で，その親の半数以上が10代だという．非嫡出率はとりわけ黒人に高い．1976年の黒人婦人による出生児51万3千人中50.3%が非嫡出で，1965年の26%から2倍の増加である．アメリカでは離婚や再婚が日常茶飯事となり，未婚の母や片親家族が増えたとはいうが，人びとの生活スタイルは依然，結婚・家族・育児という選択行動パターンを崩してはいない．ただ同せい・結婚・離婚・片親家族・再婚などと家庭生活の内容が多様化し変化しているのだ．

アメリカ人の結婚・家族志向は思いのほか強く，全成人の96%が1度は結婚し，全夫婦の3分の2は終生添い遂げるという．しかし38%の人は初婚に失敗し，うち男性の83%，女性の75%(全体の79%)が離婚後3年以内に再婚，さらにその44%が再び離婚するという．1975年の離婚件数は史上空前で100万件を突破，1960年の2倍の増加をみた．

離婚の増加は，両親の不和や離婚の影響を受ける子どもを増加させる．その数は1960年の約46万3千人から1976年の125万人に増え，毎年100万人以上が離婚子になった．しかし他方では，再婚も増加し，いわゆる崩壊家族と称されてきた半端な片親家族の子ども（1,800万人）が，親の子連れ再婚によって，新しい家族単位に組込まれている．

今や混合家族（blending family）と称される複雑な継親子関係，親族関係が片親家族の新しい局面として現れている．

2．西ドイツ

西ドイツの場合，片親家族数は1978年には約82万3千世帯，その子ども数(18歳以下)は127万2千で，これは全有子家族とその子ども数に対して，各9.7%，8.5%に相当する．1971年では65万5千（7.7%）世帯に102万5千人（6.4%）の子ども数（6.4%）がいたのに比べ，著しい増加である．

片親世帯は1970年代にはいり逐増し，全有子家族中の割合も年ねん増加した．ことに離婚・別居，未婚の母の増加が顕著で，これらは今や全片親家族の3分の2に相当する．とりわけ離婚・別居が60%近い．また父子家族の増加は母子家族の増加より急激

で，1971年の６万１千世帯から1978年の11万２千世帯へ，子ども数は約11万人から17万人へと，それぞれ約72%，55%も急増した．1975年以降は全片親家族のほぼ13%を上下し，その半数以上が離婚・別居理由による．

ちなみに西ドイツでは1977年に家族法が改正され，婚姻解消理由はすべて破たん主義による判決裁定となった．最長５年，通常３年の別居を前提に離婚は法規上は容易化した．それは70年代にはいり離婚者数が毎年数千人ずつ増加し，1975年以降は毎年10万人余が離婚し，1958年当時の２倍に増えたという背景とかかわるものでもあった．大都市では年間の婚姻２組中１組の離婚が成立するとされ，片親に扶育される子どもの４分の３は「離婚の孤児」なのだ．

こうして片親発生理由のうち，離婚・別居や未婚親の増加が死別にとって替っており，1975年から77年の２年間に死別は35.7%から32.4%へ減少し，逆に離婚・別居と未婚親は合計64.3%から67.6%余に増加している．未婚親は毎年ほぼ12%台で比率は小さいとはいえ，片親の８人に１人が未婚親（ほとんどが未婚の母親）ということは注目に値する．

西ドイツの片親家族のすう勢は，家族や結婚の在り方自体のすう勢と裏腹である．60年代初頭には年間50万の結婚に５万の離婚があったが，しだいに結婚数が減り，離婚数が増え，出生率が激減し，非正式婚が増大した．今や西ドイツの家族は，①結婚の減少と離婚の増加，②子ども窮乏化への傾向（1965～75年に出生率は50%減，1977～78年の１年間ですら1.3%減じた．全家族の25%が子なし，30%が独りっ子家庭で，３子以上の家庭は10%にすぎない．若い夫婦は子どもをつくらず，代りに金をかけた犬を飼っていると嘆く中年以上のドイツ人も多い），③結婚証明書のない結婚（同せい，非法律婚）の増加，などが今日，西ドイツで家族の危機的状況として社会問題化している．片親家族の急増はそうした現象の必然的結果であるようだ．

３．イギリス

イギリスでは1971年から76年にかけて，片親家族数は約57万世帯から75万世帯に，子ども数（16歳以下ないしは19歳以下の未婚就学子）は約108万人から125万人へと，それぞれ32%，16%の増加をみた．また片親家族の形成理由別では，1971年には未婚の母９万，父親10万余，死別の母12万，離婚の母12万，別居の母19万といわれ，未婚親や離別親の増加が目立っていた．76年の時点には離婚が92%，未婚の母44%，別居の母９%，父親家族29%で，71年より増加した．

イギリスの片親家族問題に関しては，世界に先駆けた最も包括的なファイナーリポートが，４年の歳月をかけて1974年に完成している．このリポートが片親の抱える生活問題の深刻さに対する世の関心を高め，論議を沸騰させ，片親家族関係の自助組織を設立させ，リポート自体行政に対して改善のための230の提案を行った．

いずれにしても今日のイギリスの片親家族形成理由の半数以上は，離婚や別居である．当今では，離婚で有責主義や裁判所の旧い家族法に煩わされるより，離婚手続きのほうが容易であるとか，あるいは公的扶助との関係で法的に別居する必要がなくなったなど，政策や法制の変化にも大いに左右されている．

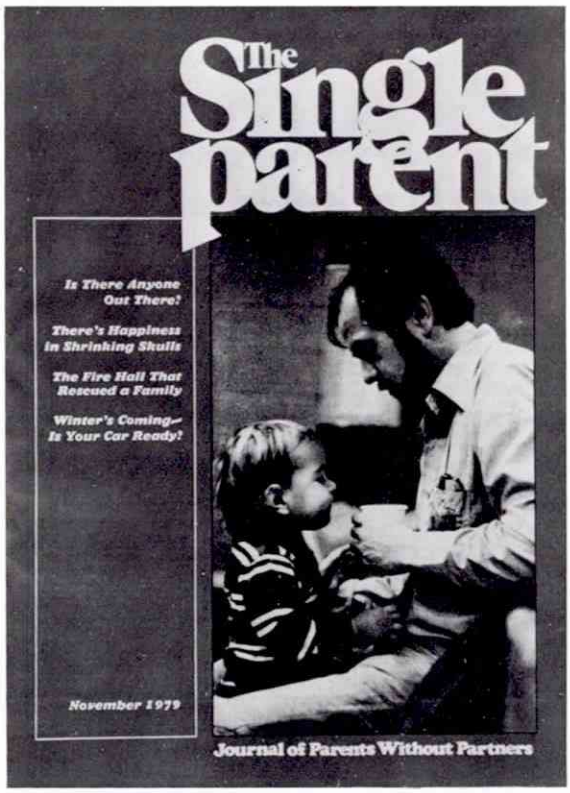

PWPの月刊機関誌

離婚件数は1973年から76年にかけては10万6千件から12万7千件弱へと増加し，逆に下級裁判所を通した同期の別居件数は3年間で6千7百件も減った．同期の再婚は増したが，再婚しない離婚者の割合も増加したから，離婚は毎年ほぼ2万4千世帯の新しい片親家族増加の原因である．

4．カナダ

カナダの場合は1971年の国勢調査時にすでに47万8千世帯余（全家族の9.4%）が片親家族であり，8年余を経た今日，その数的増大が予想される．カナダ全土の最近の統計が手元にないので，オンタリオ州の統計を参考に取上げてみる．それによると，オンタリオ州の片親家族の増因は，他国とほぼ同様に，離婚と自分で子どもを扶育しだした未婚の母が増加したことによる．

1976年の調査統計では，20万2千余の片親家族に36万8千弱の子どもで，これは全家族の9.6%，全子どもの11.8%に相当した．片親家族の83.2%は母子家庭である．子どもの年齢をみると，片親家族の子どもの3分の2は18歳以下で，6歳以下の子どもは14.2%いる．1家族当りの子ども数（18歳以下）は，独りっ子が3分の1，2人っ子が5分の1である．離婚率は年ねん増大し，とくに1968年の離婚法改正により，離婚許可理由が拡大されたから，翌年から急上昇した．今や結婚4に対し1が離婚するとされ，離婚率は1968年の69.3（人口10万人中）から1976年には224.9となった．しかし地域差が激しく，西部のブリティシュコロンビアは333.7でカナダで最も高い離婚率を示す．

5．スウェーデン

スウェーデンは世界で最も先端的な高福祉国である．豊かな社会保障に裏付けられた家族は，他の欧米諸国とかなりイメージが異なる．結婚・離婚・同せい・非嫡出といった概念も実態も，既成のわくではとらえられない．片親家族や未婚の母など現実に存在してはいても，その実態は他の国のものとかなり相違する．ちなみに婚姻数は1966年をピークに以後逐年減少した．1973年に3万8千，74～76年には4万4千と再び増加し，77～78年には再び減り始めた．同時に出生率も減じたが，代りに高い新生児出生率をみたのが未婚の母のそれである．未婚の母の出生児は66年に14.5%，72年に25%，73年に28%と

増加し，全出生児の4分の1が婚外子であった．だが未婚の母の3分の2はその子どもの父親と同せいしていた．そして実際に多くの未婚の母が完全家族に生活しており，もはやかの女らは非劇的な以前の概念や事情に彩られてはいない．

1973年の改正婚姻法で，事実婚・同せい婚が大幅に認められ，結婚前に同せいして未婚の母となるケースもごく当り前になった．1979年には3万5千～4万の結婚が成立したが，その99%以上が結婚前に長短の相違はあれ，同せい期間を置いている．結婚式にかなりの年齢に成長したなん人もの子連れで式を挙げるケースは，もはや物珍しくないという．したがって片親家族も離婚や未婚の母によって構成され存在するが，同せいや再婚などが容易で，かなり流動的であり，他の家族と変らない制度的保障のもとに置かれている．

片親家族の生活問題と福祉施策

片親家族の生活問題にはさまざまな局面があるが，その大きな潜在的問題点は，子どもの養育保護と家計および家事の維持管理であろう．すべての片親家族が重大な生活障害や問題をもち，欠陥があり，不幸であるとか，片親家族という形態自体が，半端で逸脱し，家族機能遂行に支障をきたすとはいえない．にもかかわらず古くから「崩壊家庭」とか「解体家族」として，社会問題の多くのための責めを負う対象とされた――たとえば，精神病，貧困，教育欠如，道徳意識の低下，非行など．また地域社会からの偏見，社会的孤立，片親家族の子ども―とくに離婚や夫婦かっとうの産物である母子家庭の―は，悲劇の産物，病的性行，情緒的破壊性などが，偏見や誤解に基づいて周囲から指摘されてきた．

それらが誇張であり，社会の無理解や認識不足によるものであったとしても，両親家族がことさら正常視される限りは，多かれ少なかれ片親家族は，損失や生活上の困難に直面せざるを得ないのである．

そこで各国の片親家族の経済収入・住居・保育・法律・子ども・孤独・社会的偏見などに関して，資料の許容する範囲内で紹介してみよう．

1．アメリカ合衆国

アメリカ合衆国では全家族の約1割が貧困だという（1975年）が，とりわけ母子家族の平均収入が最低である．母子家族中貧困なものは，1959年20%，1969年には36%，1974年には46%にまで増加した．1,100万人以上の子どもが貧困家族に属し，その半数500万人以上が母子家族の子どもである．母子家族の子どもの貧困率は52%で，父子家族のそれの9%に比べてはるかに高い(1975年)．男女間の収入格差は広がるいっぽうである．片親家族は女世帯のほうが普通で，その60%が働き，1970～74年の間に働く片親家族の母親は29.2%も増大したし，3歳以下の子をもつ未婚の母親の46%が就労していた(1975年)．それにもかかわらず母子家族は経済的資源に乏しい．

また10代と黒人の女性に多い婚外出生は黒人白人を問わず，ほとんどが貧困化，福祉依存，出産による教育の中断や喪失，失業，悪条件の就労などの過程をたどり，非嫡出児自らもまた非嫡出児を産むという悪循環の痛ましい状況だという．

アメリカ合衆国は欧米諸国のなかで，包括的家族政策をもたない唯一の国，否，むしろ反家族政策を

もつとさえいわれる国である．植民地時代の伝統や風土により，家族は私的な自立自尊の小共和体という神話やイートス（国民魂）が強く支配している．これが連邦行政レベルでの包括的家族政策推進に歯止めとなり，二律背反的に作用し，今日のアメリカの家族を不幸にしている一因でもあるという．家族政策に関する二律背反性やジレンマのはざまに，アメリカ社会の貧困層，非嫡出，近親家族，孤絶する単身者（全世帯の5世帯中1世帯が単身者で，1970年より54%も増大した）がいる．

2．西ドイツ

西ドイツでは1978年の統計によると，母子家族の母親の就業率はほぼ6割で，フルタイマーが大部分である．両親家族の母親は4割弱だけがフルタイマーだが，未婚の母74%，離婚65%，死別42%と母子家族の母親の就労率はかなり高い．父子家族の父親はほとんど常勤である．

収入はどんな具合かというと，片親家族は全般に，とりわけ母子家族の実質収入は低い．1976年の西ドイツ全勤労者家族の96%が月収1千マルク以上．だが全母子家族の6割，父子家族の5分の1が1千マルク以下で，全母子家族の37%は8百マルク以下で貧しい．1975年の公的扶助依存家族全体の3分の2が片親，とりわけ母子家族であった．

今日，関係のある社会保障は，①公的扶助，②児童手当(Kindergeld)，③住宅手当(Wohngeld)の3種である．最近の調査では，母親自身の公的扶助受給率が高いのは，離婚と未婚の母であり，児童手当の受給率の高いのは死別と別居の母である．公的扶助では十分に生活できない母の約半数は元の配偶者や子どもの父親関係からの扶養費獲得権をもつ．ここでは死別の母の9割が扶養費を受取って最も恵まれ，離婚の母と未婚の母が最も歩が悪く，それぞれ3割と1割の者のみが得ているにすぎない．

子どもの扶養については，扶養費を父親から受取る率は，離婚の子どもが明らかに最もよく，未婚の母の子どもが最も悪い．未婚の母の子どもの4分の1は扶養費請求権がない．未婚の母の3人に1人は，相手が不明であったり，外国にいたりで，請求しようがない．西ドイツの未婚の母は，母親の自我意志だけが飛んでいても，現実の生活は，不十分な社会保障を頼りの，決して格好いいとはいいきれない．扶養費が十分に取れない者に対し政府による扶養貸付金制度も採択されるようだし，片親家族対策は徐じょに行政面で推進されている．しかし離別後扶養費支払いや訪問権の行使で約束を守らない父親も多く，親子間の調整はまだ法的に十分でない．

こうして西ドイツの片親家族は，激化する家庭崩壊現象の浸透ぶりと比べれば，経済苦や扶養問題の不備など，まだまだ社会の辺境集団として位置づけられている．

3．イギリス

イギリスはどうであろうか．ファイナー報告が世に出て数年，その間，報告での230の政策提言の多くが実現し，実現を約されたし，片親家族に対する社会的認識も深まり，偏見や圧迫も以前に比べて軽減されてきたという．しかし政府に拒否された提言も，100以上あるなかで重要なのが，片親家族の貧困救済のための特別現金手当と，片親問題すべてを一括して扱える統一家庭裁判所の設置の2項目である

という．片親家族の問題は依然多い．

イギリスの貧困家族は，10のうち2が片親家族．課税水準以下の低収入の親の10人中2.5人が片親．貧困線以下の家族10のうち3が片親家族．家なし家族10のうち3.5が，また家族収入補助（Family Income Supplement）受給家族10のうち4.5が，それに最大依存している家族10のうち5が，施設で保護されている子ども10人中5人が，公的扶助給付（Supplementary Benefit）受給家族10のうち6が，それぞれ片親家族なのである．公的扶助給付受給の片親家族は，毎年10%ほどずつ増加し続けている．

片親家族は公的扶助に依存せざるを得ない額も期間も両親家族より多く，平均収入は両親家族のそれの半分である．就労する片親は多いが，フルタイム26万人中の1万人，パートタイム8万人中の1万人の片親労働者は，公的扶助金のレベル以下の低収入である．

ちなみに1976年4月期の片親の平均週給は，父親が70ポンドであるのに，母親はその6割強の45.3ポンドにすぎなかった．

貧困は片親家族にふりかかる困難や障害を拡大再生産し，悪循環させ，悪化させる．貧困ゆえに社会的孤立，住宅問題，子どもに人並の楽しみや喜びをもたせられないなどの問題がつぎつぎと生じてくる．

今日，イギリスでは全般的な社会の経済的停滞化と低調が，片親家族問題の対策にも大きな障害となっていることは，きわめて重要な事実のようである．それゆえに片親関係の自助・互助団体などでは，公的扶助受給資格認定に重要な役割を果す「同せい規準（cohabitation rule）」の緩和ないし撤廃を求める運動をしている．つまり母子家庭では，正式婚でもなく，相互に経済的に独立し，責任を取合わない状態であれ，同せいしている相手がいると認定されれば（規準が定かでないのに役所の認定はたいへん過酷だという），このカップルは結婚しかつ同一生計にあると判断され，公的扶助受給資格を奪われ，支給が中止される．毎年約8千人の子もちの女性が，同せい規則に触れて，公的扶助を取消されたり，拒否されて，愛と生活のジレンマに苦悩している．

4．カナダ

カナダは通常イギリスやアメリカほどわれわれに知られていないし，その内容も地味ではあるが，かなり進んだ福祉国のように思われる．片親家族問題に対して関心がもたれ実態調査や研究が始められたのは，イギリスよりもむしろ早い時期で，1970年以来であるという．これらの調査や研究は，家族調査，広報，教育，社会活動などに主眼を置く専門研究機関の支援を受けたり，あるいはカナダ連邦政府機関という行政サイドの委託研究などである．それまでも離婚や未婚の母などに関し，個別の事項としてはかなり研究されていたようだが，片親家族問題としてトータルにとらえられるようになった．

これらの研究は，片親家族に関するカナダの関連文献や調査における見解の検討，片親家族の人口動態や片親家族へのサービス提供組織の検討審査，片親家族自動組織形成の示唆，片親家族問題への社会的啓蒙と教育を喚起させ，認識させ，片親家族の生活を社会の主流に加え，その孤立と不正な分離を防ぐことを目差すなどであった．カナダの片親家族を包括的にその福祉的観点から研究したフロンティア

の一人であるB・シュレシンジャー（トロント大教授）は，片親家族の経済的・情緒的困窮を明確に描き出してみせた．片親家族への社会的差別偏見やスティグマ(焼印，汚名)，地域社会サービスの不備，子どもの養育上の問題，物心両面のかっとう・喪失と重い負担などである．

5．スウェーデン

スウェーデンでは離婚や未婚の母による片親家族は事実存在している．しかし経済的困窮と社会の偏見差別のなかで社会の辺境に放置され，圧迫される存在ではない．ひところ話題になった未婚の母も，性教育の推進，中絶の合法化，養子制度の充実，同せいや事実婚の法的・社会的承認，税制の改革，各種社会保障の充実によって，かつての概念，かつての困難な状況におかれなくなった．片親家族の自助・互助団体や機関は，今や社会保障制度とさまざまな福祉政策のなかに消化され，もはや他国のように存在の必要はない．

スウェーデンの片親家族は，経済・保育・住宅・就労などあらゆる面で両親家族と変らず，恵まれている．スウェーデンの人は「片親家族はちっとも惨めじゃない．かえって離婚した中年の父親や独り者などのほうが惨めで貧乏だ」と言う．離婚すれば，子どもは母親に渡し，扶養費は取られ，週末や休日には子どもの面倒を見，社会保障での恩典や減税は少ない．今日のスウェーデンの片親家族問題は，経済問題よりもむしろ，離別後のあるいは家庭崩壊後の夫婦の情緒関係の調整，親族や交友関係の中断や変化がもたらす孤独や寂しさ，子どもの親権帰属をめぐる問題，離別後の両親の共同親権(joint custody)行使をめぐっての問題など，精神的かつ法制的な面での問題が重要になっているようである．

子どもを両親の「離婚争い」やかっとうの道具に使わない，片親（母親の親権が70～72％で共同親権のケースはまだ一般的でなく，首都ストックホルムですらわずかに10％であるという）になって崩壊家庭のしこりを残さないためには，円満な共同親権行使が最適だが，現実にはなかなかうまくいかないようだ．また多くの母親が親権をもつことは，別の家庭から離れた父親である男性と再婚や同せいをする可能性が大きく，複雑な継父子関係になりやすい．スウェーデンでは継母と同居する家庭はむしろ少数で，継父と住む子どものいる家庭が少なくみて10万ある．母親親権は経済的に苦労が少ないだけに，かえって男性と同居しない母子家族を多く生み出すことにもなる．

片親家族の自助・互助組織

片親家族に関する内外の諸条件は，片親家族自体の発生理由の多様性・複雑性が増し，量的に急増したこと，片親家族に対する社会的偏見や差別や，片親家族に対する福祉施策の不備や遅れなど，さまざまだが，こうした問題のよりよい解決と片親家族の社会的地位の向上，片親同士の助け合いなどのために結成され，活動を展開しているのが，片親家族の自助・互助組織である．それぞれの国に独自の組織が結成され，結成の動機・歴史・規模・活動の在り方などさまざまであるが，共に1970年前後に深刻化しはじめた家族解体現象の落し子である．

イギリスには今日，片親家族支援の，あるいは自

助・互助の組織や団体は多数あるようだが，各行政方面への働きかけや広範な広報，社会的キャンペーンなど内外共に活発な活動を展開しているのは，「片親家族のための全国評議会（National Council for One Parent Families）」と，「ジンジャーブレッド（Gingerbread）」の二つである．前者は1918年に婚外出生児救済を目的に設立され，長年「未婚の母と子の全国評議会」として知られてきたが，1973年に改称し，活動内容もすべての片親とその子どものための支援へと拡大した．主として片親家族の啓発教育と支持を目差す公認慈善団体で，寄付と政府補助で運営され，片親への無料サービスを行う民間任意団体である．後者は1970年に発足した片親家族自らで構成運営される自助組織である．当初のころの片親たちの手紙や電話という情報メディアによる自助・互助活動が，やがて全英にわたる明確な組織活動に成長してきた．1978年初頭には，4百を超えるグループと約3万の会員数を数える．

これら二つの組織は，片親家族支援の広範な実践活動，カウンセリング，アドバイス，機関誌，年間報告，各種啓蒙出版物を刊行し，関連行政機関に資料提供や提言を行う圧力団体でもある．ファイナーリポート作製には両組織とも重要な役割を果し，今日もリポートに盛られた提言実現に尽力している．

西ドイツにはまだ規模自体は大きくはないが，かなり強力な圧力団体的性格をもつ片親自助組織がある．西ドイツの連邦公認の唯一の片親団体である「独り者の母親と父親の団体（VAMV；Verband Alleinstehender Mütter und Väter）」である．1967年に「未婚の母の団体」として創設された．この団体の活動目標は，他の公私の関連機関や団体と連けいして，片親家族の社会公民的原則の保障と地位向上，法的権利の確立，生活条件の向上改善を目差す．行政や法制に働きかける圧力団体的性格をもつ．

エジンバラ未婚の母の家

アメリカ合衆国の片親家族団体「配偶者なき親の団体（PWP；Parents without Partners Inc.）」は，1957年に非営利団体として発足したきわめて自助・互助的性格の強い片親家族組織である．発足以来20年間に，カナダ・オーストラリアをはじめとして他国に急速にその輪を拡大し，今や会員総数16万人，地域支部数950余をもち，世界の同種の団体や組織のなかでは最大である．片親とその子どもの福祉と利益に専ら貢献し，非営利・不偏不覚の教育・啓蒙のための国際的団体であり，活動はすべて会員のボランタリーによる．

カナダには上記PWPが400支部を擁して活動しているが，カナダ独自のものとして，「片親家族協会（OPFA；One Parent Family Association）」と，ほかにも「単親家族協会（Single Parent Families Association）」とか，「独り親協会（Solo-Parents Association）」

などがある．例にＯＰＦＡを取上げれば，カナダ東部地方を中心とするこの団体は1968年に成立し，ＰＷＰとともに，きわめて自助的性格が強い．両者は規模や歴史は異なっても，その理念，活動目標，活動の仕方，綱領などひじょうによく似ているし，なによりも会員による自立自尊，自助・互助の精神が基底にあること，地域社会に根ざそうとすること，団体や会員同士で疑似家族・親族的なふんい気を期待し，創出しようとすることなどが，大きな特徴である．

片親家族に発生する問題を，片親が互いにわかち合い，友情・情緒的支援，技術的専門知識などを提供・交換し，片親やその子どもに対する世間的偏見，スティグマや差別を取除き，自らの再生と成長を意欲する．以前には大家族や親族，同業組合・労組・クラブ・教会・そして緊密な地域共同体などが果してきた自動・互助機能を，とくに情緒面と精神衛生面での機能を中心に代替するようになったのが，ＰＷＰやＯＰＦＡなど北米の片親組織であるといえよう．

このように各国にさまざまな片親家族の自助組織がみられる．ＶＡＭＶやジンジャーブレッドのように公的援助を受けるものもあるが，アメリカ・カナダなどはほとんどが会費・バザー・寄付などの自己資金でボランティアにより運営される．活動内容は，独り身の母親や父親が自らの苦悩や困難な問題を解決するために結束し，孤立と不利益を克服し，職業・住宅のあっせん，カウンセリング，子どもの扶養と教育に関する知識・情報の交換，離婚や別居後の訪問と扶養の実施方法の確認，再婚と継父母子関係，混合家族関係の好ましい在り方などに対する助言・指導である．

むすび

以下片親家族の当面する問題を大まかに整理し，対応の在り方について述べてみよう．第１に，経済的貧困が根底にある．これには子どもを抱えた片親の不利な就業条件，不十分な公的扶助，離別した配偶者による扶養料の支払い問題など，それなりの理由がある．第２に，結婚破たんや家庭崩壊による失敗感・悲しみ・喪失感・孤独・屈辱感・ざ折感など種じゅの後遺症とか，社会的ネットワークが断切られ，友人関係も親族関係も変ったり失われたりして，社会的孤立が著しい．離婚の母，未婚の母には，社会的偏見や軽侮，奇妙な好奇心がもたれやすく，伝統的な家族観・結婚観が根底にあるだけに問題はことに深刻である．第３に，片親家族（とくに母子家族）形成後の離別親の訪問権，共同親権などの行使の問題がある．複雑なかっとうや憎悪のあとの離別などが増えるに連れ，この問題はいっそう切実だ．第４は，片親の新たな相手との同せい・再婚に伴う継父母子関係，あるいは，混合家族の形成に伴うかっとうや不安である．離別の親子は扶養などの関係もあり，生物学上の父や母との結びつきを強調しようとするから，再婚や同せいの場合には，そこに継親子や義理きょうだいの複雑な家族関係が成立する．幼い子どもはもちろん，親も混乱や困惑が生じやすく，これが家族内関係の緊張や不和や，かっとうの原因になり，再び家族崩壊に至りやすい．

片親家族をめぐる問題の細密な調査・研究により，よりいっそうの理解と施策の充実が必要であろう．

日本の片親家庭

田村健二
東洋大学教授

母子家庭の動向と対策

戦前は，昭和初期の大不況のため親族などの援助が得られない母子家庭に，棄児や母子心中が多発し，また満州事変から始る戦争遂行のため，昭和12年に母子保護法と軍事扶助法が制定された．戦後は，直後の混乱期にこれらの法が廃止され，貧困母子は旧生活保護法によることになったが，やがて戦争犠牲者，遺族援護対策として，各種の優遇措置が採られるようになり，これらの総合として，昭和27年に「母子福祉資金の貸付等に関する法律」が制定された．

他方，年金制度は昭和16年の労働者年金保険が全面改正されて，19年に厚生年金として発足するが，その後の終戦などの混乱により，母子家庭対策としての現実的効果は，昭和34年の国民年金法の公布以後になる．つまりこのとき，新たに母子・準母子年金のほかに，母子福祉年金と準母子福祉年金が設けられた．これらは死別による母子家庭のためであり，生別による母子家庭のためには，昭和36年に児童扶養手当が制定され，あいまって母子家庭の生計に，年金や手当の支給という形で資することになった．

この間の全国母子世帯調査では，昭和31年，114万9千世帯（全世帯に対する発生率は5.8%）で，死別77.9%（うち戦争死26.1%），生別20.5%，その他となっており，36年には，102万9千世帯（発生率4.4%）で，死別77.1%（うち戦争死14.1%），生別21.7%，その他となっている．ここにみるように，戦争死は約2分の1になり，戦後色は薄れ，病死・事故死・離別・行方不明などの割合が増加してきている．そこでこうした状況にこたえ，恒常的な母子家庭総合対策として，昭和39年に母子福祉法が制定され，現在に至っているのである．

母子福祉法とその後の動向

母子福祉法は基本理念として「すべて母子家庭には，児童が，そのおかれている環境にかかわらず，心身ともにすこやかに育成されるために必要な諸条件と，その母の健康で文化的な生活とが保障されるものとする」（第2条）とあるが，中身は昭和27年の「母子福祉資金の貸付等に関する法律」に，若干のその後の事業と施設などを加えたものにすぎない．

つまり生活上必要な福祉資金の貸付，公共的施設における売店などの設置の許可，たばこの専売品販売の許可，公営住宅の供給に関する特別の配慮，母子家庭の母および児童の雇用に関する協力，母子福

祉センターや母子休養ホームの設置などであり，これらを含めて母子家庭を支援するものとして，直接には，母子相談員と福祉事務所があり，さらに児童福祉審議会と，（民生）児童委員の協力，ならびに最近，家庭介護人の派遣が加えられるようになった．また児童福祉法に属するが，母子寮も，母子家庭の宿舎と生活指導上，重要な役割を担っている．

母子世帯のその後の動向は，昭和42→48→53年調査において，世帯数は51万5,300(発生率1.8%)→62万6,200(1.9)→63万3,700世帯(1.8%)と，42年に大きく減少した後，発生率はあまり変わらないが，絶対数は徐じょに増えてきている．発生原因別では，死別が68.1→61.9→49.9%と減少の一途をたどり，逆に生別が28.2→33.7→45.9%と増加いっぽうとなっている．生別の内訳では，離別(離婚と内縁解消)がこの間に1.6倍の37.9%，未婚の母が2.7倍の4.8%，遺棄が43年に増え，その後減って1.2倍の3.2%，生死不明は7割に減って0.7%となっている．

母子家族の実態

昭和53年調査によると，34歳までの若年母子世帯では，死別33.8%，生別64.0%（うち離別52.3%，未婚の母7.0%，遺棄3.7%，生死不明1.0%）となっており，人間関係破たんの問題が大きく発生原因に浮び上がっている．35歳以上の高年母子世帯では，死別65.5%，生別29.8%で，これは昭和42年の総数の割合にほぼ近い．

母の年齢は40代49.5%，30代29.7%，50代13.4%，20代5.6%であり，30～40代が増え，50代が減ってきている．母子世帯になった年齢は，30代前半の23.9%，次いで30代後半の22.2%が多いが，35歳を境とすると，それ未満は49.2%，それ以後は50.8%と，ほぼ半はんになる．こうした母親のうち，就労している者はやや増えて85.2%となっているが，常雇者51.7%のうち最も多い25.1%は従業者30人未満の小零細企業であり，自営業主の13.6%もほとんどは零細企業に属し，その他臨時・日雇が7.3%あって，安定度と収入において恵まれていない．

子どもの数は，99万1千人(20歳未満人口の2.8%)で1世帯当り1.6人であり，やや増加の傾向にある．子ども1人は減って55.9%，2人が増えて34.4%，3人以上もやや増えて9.7%となっている．就学状況別では未就学児10.5%，小学生28.2%，中学生22.0%，中卒児39.3%（うち高校生22.1%）である．子どもについての「悩みあり」は，母子世帯全体の59.1%で，内訳は進学，教育，しつけ，就職問題の順である．悩みの多いのは中学生，小学生，未就学児，中卒児の順になっている．進学目標では，男子では大学，女子では高校が，半ばを超している．

所得では，平均世帯人員3.2人で税込年間156万円で，これは一般世帯(平均世帯人員3.6人)の336万円の半分以下である．調査月(53年7月)の所得平均は15万円で，うち給与と事業所得は10万4千円，年金1万8千円，生活保護7千円，児童扶養手当7千円，資産所得6千円，親族などからの送金3千円，その他5千円となっている．また中卒児以上の学資の支出は，平均2万円（高校は1万5千円）である．

父子家庭の動向と実態

父子家庭については，これまで特別の施策はなさ

れていない．しかし最近，核家族化により親族などの援助が得にくく，就業と家事・育児の両立困難な問題，低所得家庭が少なくないこと，地域社会的な孤立，再婚困難な高年父子家庭の問題など，その深刻さが注目され，ようやく施策化の方向へ動き始めている．

昭和50年の国勢調査および52年の全国社会福祉協議会・全国民生委員児童委員協議会の調査によると，父子家庭は約10万1千世帯で，母子家庭の6分の1である．父の年齢は40代46.8%，30代26.3%，50歳以上22.8%，29歳以下4.1%となっているが，44年調査に比べ若年化の傾向にある．発生原因別では，死別の48.5%に対し，生別が逆転して51.5%となり，内訳は離婚39.2%，家出5.5%，別居2.5%，未婚の父0.4%，その他3.9%となり，ここにも人間関係の破たんが大きく現出している．

父の職業は常雇39.0%，農漁業16.6%，日雇14.0%，自営業主11.3%，その他11.8%，無職6.2%であり，少なくとも2割以上は不安定である．所得月額は10～15万円未満33.9%，15～20万円未満23.2%と続くが，10万円未満の低所得も20.0%ある．生計上の公的援助は3割しか受けておらず，内訳は児童手当（多子）9.7%，生活保護8.8%，世帯更生貸付資金2.8%などである．医療保険の種類は，国民健康保険50.7%であり，ここからも就業と収入に恵まれない者の少なくないことがうかがわれる．

家事の中心者は父44.9%，子ども23.2%，親族19.1%，その他12.8%であり，かなりの苦労がありそうである．なお父の帰宅は午後7時以降が52.1%を占める．子どもの就学状況は小学生32.2%，中学生24.3%，高校生18.4%，未就学児13.6%，短大・大学生9.1%などとなっており，半分近くが小学生以下である．父の困っている問題は，家事31.8%，子どもの教育23.3%，生計13.3%，相談相手なし8.1%などである．相談相手は親族が57.4%であるが，「特にない」も10.0%ある．最後に，再婚したいが53.8%あるが，子どものために再婚しない20.9%，再婚したくない15.0%もある．

片親家庭の問題点と今後の対策

1．子どもへの視点

片親家庭の子どもの発達は，小学校時代までは表面目立った問題はない，といわれる．しかし思春期にはいると，全世帯数に対する母子世帯の比率1.8%，父子世帯の比率0.3%であるのに，たとえば，非行少年の全発生世帯に対する母子世帯の比率は10.0%，父子世帯の比率は4.6%であり，自殺少年の全発生世帯に対する母子世帯の比率は4.4%，父子世帯の比率は8.4%であるところから，母子家庭，とくに父子家庭に，思春期の問題の多いことが推察される．諸統計や対策にもみられるとおり，従来，片親家庭の問題はほとんど親に基づいてなされているが，子どもの発達とその問題にもっと直接注目する必要がある．

2．精神的・人間関係的・家庭機能的視点

既述の対策にみられるように，従来はとかく親の生活自立のための物質的・経済的援助に傾いていた．ところが発生原因別にあるように，最近の片親家庭は人間関係の破たんから生じることが多くなっている．この破たん前後から始る精神的問題，就業と家事・育児に追われて接触に余裕のない親子関係，孤

立しがちな地域社会関係，そして家事・育児をめぐる家庭機能の問題，これらは片親家庭の悩みの主たるものでもあり，今後の配慮と援助対策が，相談，家庭介護，地域化にわたって必要である．

3．就業と経済生活

片親家庭の親の就業は，安定度，収入，勤務終了時間，生きがいの点から，必ずしも恵まれたものではない．就業と家事・育児が安定し満足して行えるよう，できる限り有利な職種・職場の開拓とそのための職業訓練が必要である．母子家庭に限らず，父子家庭にも低所得階層が少なくないのだから，シビルミニマムの確保，各種の貸付や優遇措置が必要であろう．

4．母子家庭と父子家庭へのキメ細かい配慮と受益者負担

要するに母子家庭は父不在，父子家庭は母不在である．母子家庭では経済力，子どもの父への同一化，父からの指導といったものがとくに不足し，父子家庭では子どもと密接に結びついた家事・育児機能，子どもの母への同一化，母からの指導，地域社会との接触がとくに不足する．また同じ片親家庭でも，同居の親族の有無，経済状況，育児中心の若年，家事・教育中心の中年と，親子分離の高年などによって，問題と援助の重点が異なる．むろん片親家庭の福祉は，そこでの親子が自ら主体的に図るのが第一義である．その意味からも福祉機関とサービスは原則として求められて対応すべきだし，片親家庭に負担能力がある限りは受益者負担を行うべきである．

5．予防と基盤解消，ＰＲと総合化

片親家庭の発生予防と自主的解消のために，とくに結婚と再婚関係において，人間関係的援助が必要である．またすべてに余裕のない片親家庭の親子のために，必要な資源のＰＲと，各家庭に即した使いやすい総合相談とサービス，ならびに地域ネットワーク化が必要である．

参考文献

吉田恭爾編『母子家庭』現代のエスプリ，142号．至文堂，昭和54年５月．
母子研究，１，２号，真生会・社会福祉研究所，昭和53年より年刊．

最近の実態調査については，東京都（昭和47，53年）や神奈川県（昭和49，54年）の報告書がある．

母子寮については，全国母子寮研究協議会が毎年報告書（すでに23回）を出している．

ミニ紹介１：アウアーヴィースバッハ養護幼稚園（SONDERKINDER TAGESHEIM AUER-WIESBACH）―ウィーン

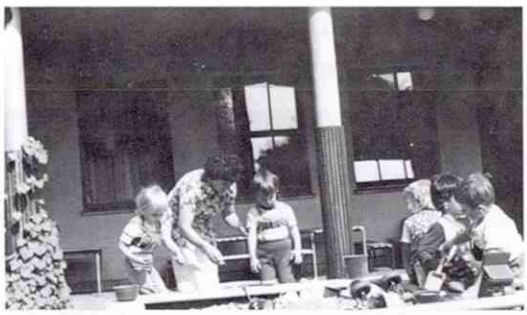

1949年開設のウィーン最古の障害児施設．対象は身体・視覚・精神・学習障害児，ろうあ児，普通児．定員106人．３～６歳児まで．ここでは障害児施設でありながら，普通児（保育の必要な子どもに限る）の保育を行っている．一応障害別クラスに分けているが，プログラムにより遊びを通して一緒に指導し治療効果を上げている．１クラス16人．各クラスに保母・心理療法士・補助保母計４人が専任している．

日本の母子世帯に関する調査結果

杉浦宏章（すぎうら ひろあき）
厚生省児童家庭局
母子福祉課課長補佐

母子世帯に関する調査は昭和27年より5年ないし6年おきに，寡婦に関する調査は昭和43年と48年にそれぞれ実施されてきたが，今回は5年ぶりに，昭和53年8月1日現在で母子世帯について標記の調査が行われた．この調査において「母子世帯」とは，調査日現在で満20歳未満の子どもを扶養している配偶者のない女子とその子どもからなる世帯などである．

今回の調査は，前回昭和48年調査後の5年間における経済基調の急激な変化に伴い，母子世帯を取巻く社会環境もかなり変化していることが予想されたため，母子世帯の生活の実態を把握し，今後におけるこれら母子世帯などに対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的として，昭和53年厚生行政基礎調査の被調査世帯から選定した世帯および世帯員を調査客体として行ったものである．

母子家庭の増加

昭和31年以降の調査結果から母子世帯の動向をみてみると，昭和30年代の母子世帯の数は，いわゆる戦争未亡人といわれる人たちの世帯がかなりの部分を占めていたため総数で百万世帯を超えていたが，これらの戦争未亡人世帯の子どもの年齢が20歳に達し，いわゆる寡婦世帯へと移行していったため，昭和42年の調査では515,300世帯と大幅に減少している．しかしながらその後は増加傾向に転じ，48年の調査では626,200世帯と10万世帯以上増加し，さらに今回の調査においても633,700世帯と前回調査よりも増加している．（表1）．なお全国総世帯数に対する母子世帯の割合は，表2のとおりとなっている．

世帯の変容

母子世帯になった原因別の動向をみてみると，最近の傾向としては，離別による母子世帯の比率が，31年14.6%，36年16.8%，42年23.7%，48年26.4%，53年37.9%としだいに増加するいっぽう，死別の割合が31年77.9%，36年77.1%，42年68.1%，48年61.9%，53年49.9%と減少している．このように減少傾向にある死別のなかで，これまで事故死が増加傾向にあったが，今回の調査では減少していることが注目される．いっぽう病死は引続き減少傾向にあるが，これは医学の進歩や保健衛生の向上などによるものと考えられる．未婚の母などの割合が増加してきているのは，世相の一端を表しているものと考えられ，母子世帯になる原因は内容的に変化してきている．

表1　母子世帯になった原因別割合と世帯数

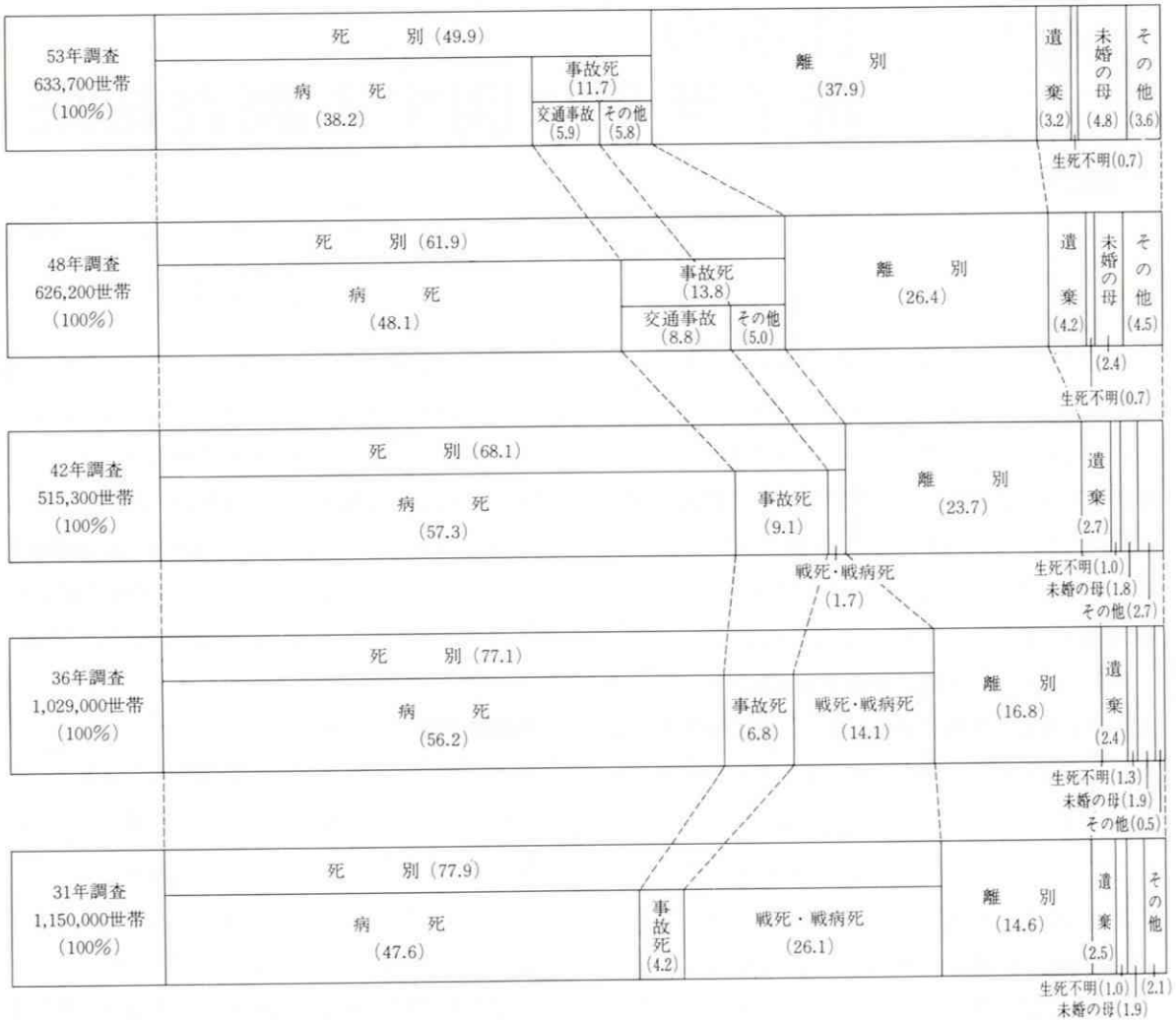

表2　全国総世帯数に対する母子世帯の割合

調査年	53年	48年	42年	36年	31年
母子世帯総数　A	633,700世帯	626,200世帯	515,300世帯	1,029,000世帯	1,150,000世帯
全国総世帯数　B	34,466千世帯	32,314千世帯	28,144千世帯	23,509千世帯	19,823千世帯
母子世帯出現率　A/B	1.8%	1.9%	1.8%	4.4%	5.8%

全国総世帯数は，厚生行政基礎調査による推計値

表3　母子世帯になった年齢別・原因別割合

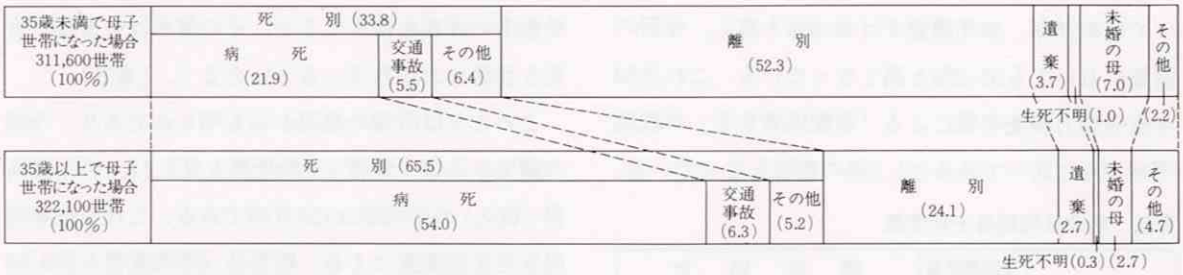

表4　母の年齢階級別母子世帯数

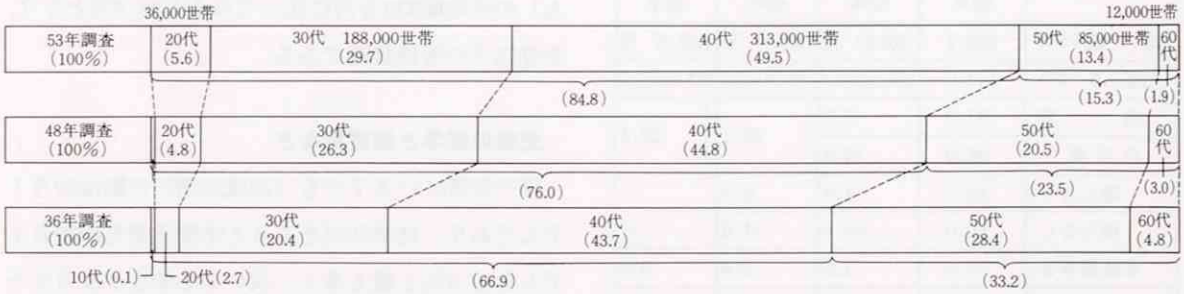

母子世帯になった当時の母親の年齢別に母子世帯になった原因を今回調査からみてみると，35歳以上で母子世帯になった場合は，「死別」によるもの65.5%に対して，「離別」によるもの24.1%で，「死別」のほうが多くなっているが，35歳未満で母子世帯になった場合は，「死別」によるもの33.8%に対して，「離別」によるもの52.3%となり，逆に「離別」によるもののほうが多くなっている．(表3)．

若年母子家庭の増加

母子世帯の母親の調査日現在の年齢をみると，平均年齢は42.7歳であり，年齢分布を10歳階級別にみると，「40歳代」が313,000世帯で最も多く49.5%と約半分を占め，次いで「30歳代」が29.7%となっている．これを48年および36年の調査と比べてみると，40歳未満の母親の割合が36年66.9%，48年76.0%，53年84.8%と増加しており，50歳以上の母親の割合が36年33.2%，48年23.5%，53年15.3%と減少していて，平均年齢の低下傾向がうかがえる．とくに「20歳代」の割合は，36年の2.7%，48年の4.8%が，53年には5.6%へ，「30歳代」の割合も36年の20.4%，48年の26.3%が，53年には29.7%へと増加しており，20歳代および30歳代の若年母子家庭の増加が顕著である．(表4)．

また母子世帯になった当時の母親の年齢を今回の調査からみてみると，「30歳代」が最も多く46.1%を占めており，次いで「20歳代」が25.0%となっており，30歳代および20歳代で母子世帯になった母親が7割を占めている．

不安定な雇用と低所得

母子世帯の母親の就業状況をみてみると，母子世

帯全体に占める就業母子世帯の率は，36年調査においては85.6%，48年調査では83.9%と高く，今回の調査においても85.2%と高くなっている．これを53年度労働力調査年報による「有配偶者女子」の就業率48.2%に比べてみると1.8倍の高率となっている．

表5　就労状況別母子世帯数

区　分	全国推計数	構成割合		
	53年	53年	48年	36年
総　数 千世帯	633.7	(100.0) %	(100.0) %	(100.0) %
仕事あり 千世帯	540.0	(85.2) 100.0	(83.9) 100.0	(85.6) 100.0
農　業	31.0	5.7	28.1	22.4
自営業主	86.0	15.9		
雇人あり	26.0	4.8	6.3	—
雇人なし	60.0	11.1	21.8	—
家族従事者	8.0	1.5	3.9	0.9
役　員	4.0	0.8	0.7	—
常用雇用者	328.0	60.6	52.0	29.2
1人～29人	159.0	29.4	20.9	—
30人～999人	114.0	21.1	22.0	—
1,000人以上	55.0	10.1	9.1	—
臨時雇用者	28.0	5.1	2.9	12.2
日雇労働者	18.0	3.4	6.4	
そ の 他	37.0	6.9	6.0	20.8
仕事なし 千世帯	94.0	(14.8)	(16.1)	(14.4)

これは当然のことながら主たる生計維持者を失ったことにより，新たな収入の道を確保する必要に迫られたためと考えられる．それらの母親の就労形態の推移をみると，就労している母子世帯全体のうち，常用雇用者である場合が36年調査で29.2%であったのが，48年には52.0%と増え，53年には60.6%と増加してきているものの，勤務先の事業所の規模が従業員数30人未満という中小企業に雇用されているものの割合が48年調査では20.9%，今回調査においても29.4%と多く占め，また臨時雇用者の増加，日雇労働者の存在を踏まえると，その雇用はいまだ不安定な状態におかれているといえよう．（表5）．

このことは所得の状況からも明らかであり，今回の調査から母子世帯（平均世帯人員3.2人）の年間所得（税込）の平均額は156万円である．これを53年国民生活実態調査による一般世帯（平均世帯人員3.56人）の平均額336万円に比べてみると46.4%となり，半分以下の所得状況である．

児童の就学と教育費など

母子世帯にいる子ども（20歳未満）の数は99万1千人であり，就学状況をみると中学卒業児が39万1千人で39.4%と最も多く，次いで小学生が27万9千人28.1%，中学生21万8千人22.0%，未就学児10万4千人10.5%となっている．これを20歳未満の全児童人口（昭和53年10月1日現在推計人口，総理府調）の区別割合と比べてみると，母子世帯の場合は未就学児の割合が少なく，中学生以上の高学年層の占める割合が多いといえる．（表6）．

表6(1)　母子世帯児童の就学状況

20歳未満の児童総数	未就学	小学校	中学校	中学卒業
991千人	104	279	218	391
100.0%	10.5	28.1	22.0	39.4

表6(2)　該当年齢区分・児童人口

20歳未満の児童人口	未就学該当児	小学校該当児	中学校該当児	中学卒業該当児
35,483千人	12,235	11,120	4,982	7,146
100.0%	34.5	31.3	14.0	20.1

（昭和53年10月1日現在推計人口．総理府調）

母子世帯にいる「中学卒業以上で就学している子

表7　中学卒業以上の子どもの就学児数および7月中の学資の平均支出

中卒以上の就学児		高　校		高　専		短　大		大　学		専修学校または各種学校		その他	
就学児数	平均支出	就学児数	平均支出	就学児数	平均支出	就学児数	平均支出	就学児数	平均支出	就業児数	平均支出	就学児数	平均支出
(100%) 291千人	20千円	(75.3) 219千人	15千円	(0.9) 2.6千人	20千円	(3.2) 9.4千人	36千円	(11.1) 32千人	44千円	(6.6) 19千人	21千円	(3.0) 8.6千人	22千円

表9　子どもに関する悩みの有無および悩みの種類

20歳未満の子どもの総数	あり							なし
	教育	しつけ	進学	就職	非行化	健康	その他	
991千人(100%)	(12.7)	(10.6)	(14.1)	(9.6)	(1.8)	(8.2)	(3.4)	(39.5)

ども(20歳以上の子どもを含む)」は29万1千人であり，子ども1人についての昭和53年7月中の学資の平均支出額は2万円である．また就学している子どもの大部分（75.3%）は高校生であり，その高校生1人当りの7月中の学資の平均支出額は1万5千円となっており，短期大学生は3万6千円，大学生は4万4千円となっている．(表7)．

なお学資とは，授業料，ＰＴＡ会費，やむを得ない寄付金などの学校納付金，教科書代，参考書代などの学用品費，通学のための交通費などの付帯的経費の総額である．

母親の子どもに対する進学目標をみると，男の子については，回答のあった母子世帯の50.7%が「大学」を希望し，42.1%が「高校」を希望している．

表8　子どもに関する進学目標別割合

進学目標	義務教育まで	高校	高専	短大	大学
男の子について	(2.4%)	(42.1)	(2.6)	(2.2)	(50.7)
女の子について	(3.0%)	(58.4)	(1.2)	(17.8)	(19.6)

女の子については，58.4%が「高校」を希望し，19.6%が「大学」を希望し，17.8%が「短大」を希望している．(表8)．

いっぽう母親の子どもに関しての「悩み」の有無についてみると，「悩みあり」とする母子世帯は，全体の633,700世帯のうち59.1%，37万5千世帯であり，「悩みなし」とする母子世帯は40.9%，25万9千世帯となっている．悩みの種類をみると表9のとおりであり，「進学」「教育」「しつけ」および「就職」についてがおもなものとなっている．

なお悩みの有無を子どもの就学状況別にみると，「悩みあり」の割合が最も高いのは「中学生」で70.4%と高く，最も低いのは「中学卒業生」で52.9%となっている．(表10)．

表10　就学状況別，子どもに関する悩みの有無の割合

就学状況 / 悩みの有無	未就学	小学校	中学校	中学卒業
悩みあり	64.3%	66.0%	70.4%	52.9%
悩みなし	35.7%	34.0%	29.6%	47.1%

また子どもの就学状況別に悩みの種類をみると，「未就学児」では「しつけ」(29.6%)，「小学生」では「教育」(21.1%)，「中学生」では「進学」(29.2%)，「中学卒業生」では「就職」(16.8%)がおもなものとなっている．

片親家族への地域ケア
—フランス・ストラスブール市の例—

松村祥子
ストラスブール大学大学院生

社会福祉司

片親家族の問題はフランスでも，最近多くの注目を浴びている．1976年から実施されている片親手当(L'Allocation de Parent isolé)の受給希望者の内訳をみても，幼ない子どもを片親で育てている人は，未婚の母，未亡人，離婚した人，別居した人，遺棄された人と多様にわたっている．1979年12月現在，月に最高1,600フラン(約10万円)，平均1,000フラン支給される片親手当は，妊娠中あるいは幼ない子どもをもち働けない片親への援助を主目的にしている．最年少の子どもが3歳になるまでという支給制限があり，その後は，孤児手当(L'Allocation d'Orphelin)の対象となる．受給者の大半は女性であるが，男性も含まれている．

片親家族への地域ケアは，まずこの片親手当の申請リストをもとに，市の社会福祉司（Assistante sociale)が，申請者を個別に訪問することから始る．このとき各のニードに応じて，医療機関の紹介，母の家を始めとする社会施設への手続きの援助，法廷を通して，あるいは個別に行われる人間関係の調整，さらには住居や仕事を探す手伝いが，社会福祉司の仕事である．ストラスブールの市役所では，社会福祉事業課長ブュレッツ氏のもとに約60人の社会福祉司が働き，各地域に配属され，ニードの発見や援助に当っている．1955年に社会福祉学校を卒業したユップ氏は，20年間も担当地区に住込んでいるので，申請書以前に問題を発見し，援助を求める地域の人びとから直接話をもち込まれることも多いそうだ．

片親家庭のなかでいちばん問題をもつのは，親になる者が年少者（未成年，18歳以下）のケースである．ここでは単なる経済的生活問題，子どもの教育文化の問題以外に，とくに母親自身の身体的・精神的・教育的問題があるので，地域ケアの必要性も高い．

妊娠中絶と未成年者

子どもを産むこと自体に明らかに困難が認められる場合は，1975年以来，妊娠中絶が法により認められている．つまり正当な理由があり，妊娠10週間以内であれば，成年者は単独で，未成年者はどちらかいっぽうの親の許可があれば，指定の機関の承認を得て，認可された医者のもとで妊娠中絶ができる．この1975年法（任意の妊娠中絶に関する法；Loi relative à l'Interruption volontaire de Grossesse）は，長いあいだ堕胎を禁止してきた1920年法の廃止

を前提にした暫定法であるが，1980年１月以降も若干の修正（その親に子どもを産みたい意志のあるときは奨励するという点）を加え，再運用されている．

カトリック教国であるフランスでは社会的にも妊娠中絶への反論が強く，法定許可日数以上のケースや難しい手術の場合は，現在も国外で行われている．

1975年法は母子福祉にとって多くの好結果をもたらしたが，乱用例や，まだ適切に周知されていない例も多い．たとえば，年少の未婚の母が妊娠して，社会福祉司が中絶を勧めるようなケースでも，本人の親が社会的・宗教的理由から反対し，中絶が実施できないこともある．またこれは各国共通だが，年少者の場合，とくに無知と困惑のため，妊娠の事実を見過したり隠したりして，はっきりわかったときには，法律上認められない時期になり，また手術が母体にも危険だというケースが，当地でも多い．

妊娠中絶に必要な費用770フラン（約５万円）は，社会保険の対象にならないが，経済的に困難な場合には，医療の公的扶助支給の可能性もある．

母の家

子どもをもつための環境整備のできていない片親のためにつくられた出産前後の休息と育児の場所が，母の家(maison maternelle)である．ストラスブール市には二つの母の家がある．未成年者のためのマリ・マドレーヌ寮(Foyer Ste Marie-Madeleine)と成年者のためのロビザ寮(Maison Lovisa)である．両者は組織・機構・目的，またそこでの問題の性格が，それぞれ特徴をもっている．

マリ・マドレーヌ寮には現在，18歳以下の未成年の母親24人と19人の子どもが収容されている．未成年者保護の場合，寮の仕事はつねに裁判所との連絡のうえで行われ，母親への学校教育の機能も兼ねている点が特色である．この寮にも14～15歳からの未婚の母（あるいは年少の母）を対象に，専任教員による授業が行われている．さらに高等教育を受けたい者には，地域の高校や大学へ行く機会もある．母親は学業のほか，編物その他の生活訓練を受け，専門家によるグループワークも行われている．

いっぽうロビザ寮には現在，９人の母親と３人の子どもしか収容されていない．1945年設立以後10年間は55人の定員いっぱいであったのが，1960年には28人，そして現在９人と減少している．この理由について寮長は「県の財政難と，地域での受入れ態勢の向上」を挙げている．1975年法以降なお当所に入居せざるを得ない人は非常に問題が多く，ことに社会的適応力や育児能力が著しく欠ける場合があり，退寮後の指導も難しい，と寮長は語っている．

両寮は共に，県から支給される収容母親１人１日につき約400フラン（２万４千円）の運営費によって人件費・食費などのすべてが賄われている．母親の個人的生活経費は前述の片親手当が受給され，出生費用（衣料・雑費）は社会保険で100％保障されている．施設内社会福祉司のおもな役割は，４人共同部屋で生活する母親同士のトラブルの調整，退寮後の住居の確保(公営住宅HLMへの優先入居権あり)，就職口のあっせんなどである．

片親家庭の子ども

片親に育てられる子どもにとって，地域のなかで

地域の活動に参加した子どもたち

最も大きな不都合は，親が外で働くあいだ，子どもを預る施設が不十分なことである．フランスの幼稚園はエコル・マテルネル（母の家学校）(前号28ページ所載）といわれるごとく，低年齢（2歳児）から受入れ，8時～12時，14時～16時と保育時間も長いが，働く片親にとってはこれでも十分でない．給食のある幼稚園は少数で，夕方18時まで保育してくれる私立の保育所(jardin d'enfant)も十分でない．2歳児以下の保育施設(galedrie, crèche)も数不足で，個人的託児は非常に費用が高い．

さらに片親の子どもへの社会的偏見も見逃がせない．フランスでも一般に「未亡人は同情され，離婚は冷たい目で見られ，未婚の母は冷たくあしらわれる.」たとえば，母子家庭の場合，私営アパートへの入居を家主から拒否される率が高い．しかし個人主義でありながら，社会階層間の文化の違いの著しいフランスでは，階層によって見解の差がある.「家庭からの解放」「子どものためにも無理な結婚継続は良くないと考える離婚」から生じる片親家庭は，生活上の困難という点は同じでも，暗いイメージは少ない．知識層の多く住む大学地区は，ストラスブールでも最も自由な気風の所といわれるが，子どもの友人の母親が自己紹介のとき，実に堂どうと「私は結婚していません」と言うのには，はじめ戸惑った．

一般の普通の人びとのあいだでは，やはり家族で受入れている場合が多く，同居していなくとも母親・父親の生家との接触が大きい．同じストラスブールのなかでも，現場労働者の多く住む地区では，今でも未婚の母子はたいへん非難され，その居住地から追放されることも多い．

休暇が長く，学校教育以外での文化・体育活動が地域とのつながりで行われるフランスでの，片親の子どもにとって，社会活動への参加の機会が両親そろっている場合より限定されるのは，たいへんな痛手である.休暇センターや校外活動のサークルでは，こうした点を考慮し，片親で育てられる子どもや，母親が就労する子どもに，参加優先権を与えている．

むすび

そのほか未婚の母の会，未亡人会，世帯主である女性の会などの主体的サークルでは，定期的に集会を催し，互いの生活問題を話合ったり，社会への働きかけをしたりしている．また婦人情報センターのように，ボランティア活動による地域の母子のための生活相談，就職案内，文化活動を活発に行っている所もある．こうした民間の活動が，家族手当金庫，社会保障省，健康省，そして県や市の地方単位の公的な社会福祉活動と，より厳密な連絡を取り，相互にその活動力を高めれば，片親家族の地域ケアも，より大きな実を結ぶに違いない．

オーストラリアのケアフォース

大谷（おおたに）リツ子（こ）
基督教児童福祉会
国際精神里親運動部

はじめに

オーストラリア・メルボルン市郊外の静かな住宅地に養護施設，セントジョンズホームズ・フォア・ボーイズアンドガールズ(St. John's Homes for Boys and Girls) がある．1979年８月26日～９月１日にメルボルンで開かれた国際社会福祉協議会・アジア西太平洋地域会議のプログラムの一つ，施設訪問のときに私はこのホームを見学した．ホームは1921年に英国教会によって創立された民間養護施設である．

大舎制から分散小舎制へ

オーストラリアの養護施設の起りは，日本と類似したところがあり，第１次世界大戦後に，多くの戦災孤児・浮浪児を英国から送込み，大舎制の収容施設としてスタートした．第２次大戦後も同様に多くの戦災孤児が送られてきた．

このホームは大舎制でスタートしており，当時は男児だけを対象としていたが，10年前，小舎制に切換ったとき，男女を対象とするようになった．現在は分散式ファミリーグループホームの形態を取っている．かつての大舎制時代の建物は，現在は礼拝堂・図書室・面接室・レクリエーションその他の諸活動・治療のための部屋として用いられ，それに付設して本部の建物がある．ここには各部のスタッフのみがいる．

子どものいる家は，車で10分も15分も離れた街なかの普通の家屋であり，他の住宅と識別できない．

ファミリーグループホームは次の三つに分けられ，約100人の子どもが養護されている．　①コテージ(cottage) 8か所―普通の要養護児童のため．②ホステル (hostel) 6か所―問題行動のある少年少女を対象とする短期治療施設．③幼児寮 (pre-school unit) 3か所―学齢前児童の情緒障害治療施設．

ケアフォース（care-force）の起り

以上の収容型施設養護とはまったく異なる形態で，地域社会に向けてサービスを提供するためのケアフォースと呼ばれるものがある．ホームの施設長は50余年にわたる収容施設養護の経験を通じて，施設養護の目的は，子どもの処遇と併行して家族の調整をすることによって，子どもが親元で養育されるように家庭に帰すことであると言い，そのための努力を最優先的に考えねばならぬことを強調している．この考えを推進していくと，家庭崩壊を防止する努力

ホームの本部でわれわれ一行

が真っ先になされなければならない．ケアフォースはそのために誕生したのである．1975年，いくつかの機能をもつケアフォース事務所が，問題発生の多い地域4か所に開設された．

ケアフォースの機能

子どもは家庭の在る地域のなかで，親の手によって育てられるべきである．最優先されなければならないのは，家庭生活を強化して家庭崩壊を防止し，できる限り収容施設入所を避けることである．その理念を実行に移したのがケアフォースである．まだ実験的プロジェクトの段階であるというが，ソーシャルワーカー・受付相談員・児童養護指導員・ファミリーエイド(family-aid；日本のホームヘルパーに相当する）などの専門スタッフのほかに，多くのボランティアがいて，各チームを組み，各地域のニードに応じて独自のサービスを行っている．事務所には受付相談員がいつでも相談に応じられるように待機しており，事務所で話合ったり，またファミリーエイドによって，温かい心のこもったもてなしのなかで家事・育児について教え，子どもの遊ばせ方を身をもって覚えさせ，調理を指導し，あるいは子どもに思い切って十分に遊ぶチャンスを与えさせる，というような具体的なサービスを提供している．

あるチームは家庭訪問をして問題解決に当っている．また緊急に保護が必要になった子どもを，短期間保護してくれる一時里親家庭も各地域に確保してあり，家族の危機に対応する駆込み寺式の機能をもっている所もある．

このように多様なプログラムを通じて，スタッフの忍耐と受容によって母親はしだいに自信をもつようになり，自分自身と家族全員を上手に取仕切って幸せを感ずるように変っていき，家族の危機を脱出するのである．

4か所のケアフォースは，移民の多い地区，問題発生の多い地区に事務所を構え，その地区の役所・警察・幼稚園・保育所・学校・教会・保健所・病院・裁判所など，あらゆる機関と連絡を取りながら，問題を抱えた家庭に出向いたり，来所してもらったり，24時間連絡の取れる電話を用いたりして，具体的に家庭生活の強化につながるさまざまな形式のサービスを提供して，現実に崩壊しつつある家庭の崩壊防止に努力している．

崩壊の予想される家庭にはとくに注意しているとのことで，その例として母親が施設出身者の場合を取上げた．なぜならばかの女自身が母性的養育を受けていないため，育児能力が低く，家庭の機能，母親の役割を知らないからである，との説明があったが，ここでもジョン・ボウルビー(John Bowlby)の言う悪循環が現れており，その悪循環を断切るため

の現実的な努力がなされていることを知った．

1975年の開所から現在までに約500世帯，600人の子どもを対象にしてケアフォースのサービスは提供されている．この努力の結果か，コテージに新たに入所する幼児・年少児が減少し（これは出生率の低下も併せ考えなければならない），コテージ現在の児童年齢は10～14歳が最も多いということであった．

ケアフォースの事務所

財政面について

財政的な裏付けについてみるならば，収容児童の場合，約70%が国および地方自治体から措置費として支給され，30%が地域住民からの寄付金によって補われている．ケアフォースに関しては，まだ実験的プロジェクトであるとして補助金がなく，ホーム全体の予算のなかで大きな負担となっている．それにもかかわらず理事会およびスタッフ全員は，この開拓的プログラムの意義を認め，その推進のために地域の人びとの理解を求め，募金に懸命な努力を傾けながら活動を進めている．

おわりに

施設養護の目標であり，最も重要な機能が，子どもが親の手元で育てられるように家庭を調整し，家庭生活を強めていくことであるとするならば，養護施設の側からその家庭に接近して，家庭崩壊，親子分離の防止に努力することこそ必要である．それは着実に効果を上げているようであった．

ひとりのチームリーダーの「私たちは魔法のつえを持っているわけではありませんが，忍耐と，理解と，受容を通じて，家族は確実に成長して力をつけてきます」という言葉に，耳を傾けたい．ケアフォースの機能が活発になればなるほど，収容部門の児童は減少し，財政的に圧迫を受けるという矛盾をはらみながらも，なおかつケアフォースの意義を認め，負担を克服しながら活動し続けるホーム全体の在り方に，深い感動を覚えた．

シンボルマーク

スコットランド片親協議会（Scottish Council for Single Parents）．片親家庭のケアならびに関係団体との交流．本部，エジンバラ．

オランダのトライアングル

(DE TRIANGEL)

網野武博（あみの たけひろ）
日本総合愛育研究所
研究第5部部長代理

家族の収容治療

日本児童問題調査会が主催する国際児童福祉調査団の一員として，オランダのアムステルダム市街にある社会治療施設「トライアングル」を訪れたのは，昨年の9月も押詰った秋たけなわの日であった．

一般に福祉施設というと，特定の子どもあるいは成人を対象としている場合が通例である．ところがここに取上げる「トライアングル」は，親と子を家族ぐるみ収容して，施設生活を通じて社会治療を進めるというユニークな方法を行っている．この施設は今日ヨーロッパで唯一のものであり，たいへんに興味深く，参考になる点が多くみられた．

設立の背景と治療の方針

社会治療施設「トライアングル」は，1972年1月，カトリック系財団法人によって設立された比較的歴史の新しい施設である．この施設が設けられた背景として，当日案内してくれたドージェスさんは欧米の先進国に共通にみられる近年の社会変動と，それに伴う家族の基盤の不安定さ，崩壊しやすさを挙げた．オランダでも夫婦の離婚の増加，親のアルコール中毒，子どもに対する虐待あるいは家庭内の不和などから，子どもが家庭で，十分に適切に養育が受けられず，そのための福祉施策が求められていた．とりわけ都市に住むいわゆる下層階層の家族，外国からの移民や出かせぎ労働者の家族のなかに，これらの問題が多く見出されがちであったという．

「トライアングル」は当初これらの家族問題をもつ子どものための収容施設として設けられた．しかし治療効果を上げるためには，子どものみならず問題となっている家族そのものを対象として，親子を分離することなく収容して社会治療を行うことが必要であるとして，その後間もなく家族の収容治療を行う施設へと方針を転換していった．この試みは着実に根を下ろしつつあり，1980年には，オランダのユトレヒトおよびハーグの2か所に同種の施設が設けられるとのことである．

社会治療の内容

「トライアングル」は総務部・家族処遇部・心理治療部の3部門からなっている．日常生活における治療に関しては家族処遇部が，とくに入所後期の重点的な治療に関しては心理治療部が担当し，相互に協力して治療に当っている．

家族が入所すると，まず3～4家族で構成されている，いずれかの施設内グループに所属する．通常5グループがあり，各グループごとに，家族処遇部に属するソーシャルワーカー4人と実習生2人の計6人が家族と接触する．家族は一たん所属したグル

ープを変ることなく，退所するまでそこを基盤に生活する．

ソーシャルワーカーらの治療はおもにグループワークの手法を用いる．治療に当っては，1日3回の食事時間以外は，日課のうえで各家族にとくに制限するものはない．それまでとかく社会からも孤立し，閉鎖的・消極的な生活態度をとりがちな家族は，面接と生活指導を繰返し続けられているうちに，しだいに生活意欲を高め，家族内の人間関係を見直し，他の家族や職場・学校とのつながりを強めていくようになる．

とくにゆがめられあるいはもつれ合った家族・親子関係の治療には，心理治療部に所属するサイコロジストおよび養成・訓練生各1人が当る．入所後4～5か月目ころからは，ムーブメント・セラピーを中心とするインテンシブな治療にウェイトがおかれる．とりわけ子どもを拒否的にとらえたり，子どものマイナス面にだけ目を奪われていた親が，施設の職員との治療関係を媒介として，他の家族や親との共同生活を通じて，しだいにわが子への理解を深めていく過程がみられる．

こうして「トライアングル」における家族の収容治療は，平均約6か月で終了するとのことである．

「トライアングル」の意味

全ケースのうちどの程度真に治療効果がみられるのか？　プライバシーの問題は？　外国人が含まれていることによる相違は？　限られた時間では実情に十分触れることができず，また入所者のプライバシーと治療への配慮から家族と直接面談することができなかった．しかし以上述べたことからも察しられるように，それぞれの家族を核として，ほかの多くの家族やグループ，治療者そして職場・学校・社会と共鳴し，共振する三角形（トライアングル）の姿がそれなりに浮び上がってくる．

シンボルマーク

ミニ紹介2：インウッド・ハウス10代の未婚の母収容施設(INWOOD HOUSE)―ニューヨーク

ニューヨーク・セントラルパークの東側，住宅街の一角にあるアパート風建物．民間立で，1917年までInwood Parkにあったが，1964年に現地へ移ってきた．対象者は10代の出産前後の未婚の母で，人種・宗教を問わず収容する．母子が共に生活することを認めず，妊婦と出産後6～7か月までの少女を，満21歳まで収容する．定員36人．職員はディレクター・指導員・ソーシャルワーカーなど約40人．経費は市のソーシャルサービスの援助から80%，ほかに一般寄付金．入所している少女には，学習，生活指導または心理療法などを用いて母親としての自覚をもたせ，将来への希望をもった社会人として，社会復帰ができるよう指導している．

アメリカの婦人の危機センター

(WOMEN IN CRISIS)

本間郷子（ほんまさとこ）
東京都同胞援護会
世田谷母子寮寮長

What is "Women in Crisis"?

アメリカでは数年前から「家庭内暴力」が注目を浴びるようになった．夫の虐待の犠牲者である婦人と子どもの悲惨な姿がマスコミで取上げられるようになり，かれらを救わなければという運動が各地で起るようになった．WIC（Women in Crisis）はそのニードにこたえて，人間性の開発と探求を目的としている民間団体が母体となり，1977年5月にコロラド州レークウッドで発足した法人である．

WICでは大きく分けて二つのプログラムをもっている．その一つは家庭崩壊の予防を目的として危機に至った夫婦のカウンセリングをおもな仕事としているWICセンターであり，もう一つは実際に暴力に直面している婦人と子どもを緊急に避難させるsafe-homeである．

Women in Crisis Center

法人発足と同時に創立されたこのセンターは，赤十字や教会の支援を受けて活発な活動を続けてきたが，1979年1月からコロラド州のSocial-Servicesに組入れられた．職員数が発足当初よりも多くなり，正式に行政の一部として仕事をしている．

仕事の実態では，preventive（予防）-counselorと呼ばれる熟練したカウンセラーが，センターを訪れるクライアントのカウンセリングを行っている．1977年8月から1年間にセンターで扱ったクライアントは，51組の夫婦と92人の個人（男14，女78），総計194人で，そのうち半年間に12人が立直った．

またセンターではそれ以外に，国内の暴力に対するさまざまな統計を取ったり，各国と文献の交換を行ったりして，その結果を広く世間に報告して「虐待」に対する一般の人びとの認識を深める仕事もしている．さらに婦人たちが主張したいと思うことの代弁機関の役割も果し，婦人の地位の向上に努力している．

Safe-home

Shelter（避難所）と呼ばれるこの施設が開設されたのは，センターよりひと足遅れて1977年8月15日である．Safe-homeはセンターと異なる場所に設けられた．また財政上の理由もあって，市内のnursing-home（老人ホーム）の一部を貸り，30世帯の定員で発足した．

入所経路については，自発的にくる者，委託の政府機関を通じてくる者，友人に付添われてくる者，時には警察官に保護されて連れてこられる者などと，さまざまである．ここの所在は夫が追いかけてきたりすることを考慮して公にされていないが，「知る人ぞ知る」である．

婦人の危機センター全景

施設は24時間いつでも開いていて，いつでも入所できる．食物・衣類など一切の生活必需品が与えられるので，着の身着のままで飛込むことができる．時には暴力でけがをしてはいってくる者もいるが，救急の医療機関と連携が取れていて，すぐに治療を受けることができる．

地域の学校とも連絡されていて，子どもはいつでも受入れてもらえることになっており，入所と同時に近くの学校に通学することができる．

入所期間は1か月と短く，時にはそれを超えることもあるが，長くて3か月である．この施設の指導方針は「決断力を育てる」ことであり，それ以上いると，決断力と生活力を鈍らせるばかりである，との見解による．その1か月のあいだに婦人は自立を目差して訓練を受ける．

施設にはsafe-home-counselorと呼ばれる職員がおり，24時間交代勤務で母親の指導に当っている．専門の弁護士もおり，法律的な助言や援助を受けることもできる．センターからも家庭を定期的にカウンセラーが訪れる．またセンターに出向いて行き，呼出された夫とともにカウンセリングを受けることもある．

退所先については，復縁する者が16～17%あり，その他は自分で仕事をして独立する，実家や親戚に引取られていく，となっている．

もう一つこの施設の特徴的なものに「ホットライン」と呼ばれる電話相談がある．24時間いつでも受付けており，専門のカウンセラーが待機している．この電話番号はＰＲが行届いており，遠方からも相談がもちかけられ，時には数時間に及ぶこともある．カウンセラーは時には避難を勧め，時には説得し，自殺の恐れのある者に対しては近くの警察に連絡して保護してもらうこともある．

施設は財政上の理由により，1978年5月31日やむなく閉鎖されるに至った．しかしその後，活動に共鳴した篤志家が現われて援助してくれることになり，1979年1月から市内のビルを借りて，再び活動ができるようになった．

Future plans

婦人虐待はなぜ起るかということであるが，ニューハンプシャー大学における家庭内暴力の研究によると，婦人を虐待している男性の30%は児童をも虐待しており，自分が子どものとき親に虐待された者は，妻や子どもを虐待するということである．この研究結果を重要視したWICでは，実際に虐待されている子どもが，成長した段階で妻や子どもに暴力を振るうことのないよう，子どもの時からカウンセリングを行い，円満な人格に育てるプログラムを近い将来（1980年をめどとしている）もつ計画である．

国際児童年にかかわる国際会議一覧

国際児童年（IYC）国際連合事務局発行『REGISTER OF ACTIVITIES』から抄録

国際家族会議（Conférence internationale de la Famille）．パリ，1月8日～9日．主催―家族協会国際連合，パリ．

ヨーロッパにおける幼児教育と処遇（Early Childhood Education and Care in Europe）．ストラスブール，2月～3月．主催―一般教育と教育技術部門ヨーロッパ協会，ストラスブール．

人類の未来を創造する子どもの援助に関する国際会議（International Congress：Help the Child to Shape Man's Future），アムステルダム，4月9日～13日．主催―国際モンテッソーリ協会，アムステルダム．

国際児童教育協会研究会―手をつなごう（Association for Childhood Education International Study Conference），セントルイス，4月11日．主催―国際児童教育協会，ワシントン．

第6回リハビリテーション太平洋全地域会議（6th Pan-Pacific Conference on Rehabilitation）．ソウル，4月22日～27日．主催―国際リハビリテーション医学委員会，ニューヨーク．

ヨーロッパがん具会議（European Toy Congress）．ミュンヘン，5月20～22日．主催―がん具商工業労資協調会，ボン．

第26回家族に対する政府責任ヨーロッパ会議―児童に等しい機会を与える方法としての家族政策（26th Conference of European Ministers responsible for Family Affairs）．アテネ，5月．主催―社会事業部ヨーロッパ協会，ストラスブール．

学校における交通安全教育（Enseignement de la Sécurité routière dans les Ecoles）．ストラスブール，5月．主催―運輸省ヨーロッパ協会，ストラスブール．

全児童のための平和と安全な未来に関する国際会議（Conference on "A Peaceful and Secure Future for All Children"）．アルジェ，5月～6月．主催―婦人国際民主同盟，ベルリン．

第14回小児医療処遇協会定例国際会議（14th Annual International Conference of the Association for the Care of Children in Hospitals）．ロサンゼルス，6月4日～7日．主催―小児医療処遇協会事務局，ロサンゼルス．

児童文化国際会議（La Culture et l'Enfant）．スウェーデン，期日不明．主催―ヨーロッパ協会，ストラスブール．

国際児童年の理解を深める国際会議（International Understanding in the Year of the Child）．グラスゴー，7月1日～6日．主催―ジョルダンヒル教育大学，グラスゴー．

世界精神衛生会議―家庭と児童の精神衛生（World Congress on Mental Health）．ザルツブルク，7月8日～13日．主催―世界精神衛生連盟事務局，バンクーバー．

障害者の情緒的および性的要求に関する国際会議（Emotional and Sexual Needs of Handicapped People）．ブライトン，7月10日～13日．主催―不具者の性問題委員会，ロンドン．

第7回児童歯科医療協会国際会議（7th Congress of the International Association of Dentistry for Children）．ブダペスト，7月19日～22日．主催―国際児童歯科医療協会，ロンドン．

第3回天才児童世界会議（3rd World Conference on Gift and Talented Children）．エルサレム，7月22日～26日．主

催—世界天才児童協議会，テヘラン．

国際児童年国際会議—多様化する文化社会の増加における学校の役割（Conference：The International Year of the Child）．テルアビブ，7月22日～30日．主催—国際学校協会，ジュネーブ．

国際教育協会会議（International Schools Association Conference）．イスラエル，7月．主催—学校教育協会，ジュネーブ．

国際女性実業家団体会員国際総会（International Convention of Soroptimist International）．ハワイ，7月．主催—国際女性実業家団体，イギリス・ケンブリッジ．

国際遊び場協会アジア地域提案会議（Proposed IPA Regional Asian Conference）．インド，期日不明．主催—国際遊び場協会，ストックホルム．

第5回国際精神薄弱科学研究協会国際会議—知能の限界（5th International Conference IASSMD）．エルサレム，8月1日～7日．主催—国際精神薄弱科学研究協会，スコットランド．

国際児童会議（International Mothers' Congress）．名古屋，7月31日～8月1日．主催—日本幼稚園協会ほか，東京．

国際ソーシャルワーカー連盟ヨーロッパ地域セミナー—児童に対する態度変化（The International Federation of Social Workers' European Regional Seminar）．ダブリン，8月24日～27日．国際ソーシャルワーカー協会，ウィーン．

第27回3年ごと国際会議—今日の児童，明日の未来（27th Triennial Congress—1979）．ケニア・ナイロビ，8月．主催—国際婦人協会，パリ．

第6回国際社会福祉協議会アジア西太平洋地域会議—子どもの未来を創造する（6th Asian Regional Conference of the International Council on Social Welfare）．メルボルン，8月26日～31日．主催—国際社会福祉協議会，ウィーン．（本誌前号所載）

第10回健康教育国際会議（10ème Conférence internationale d'Education pour la Santé）．ロンドン，9月2日～8日．主催—健康教育国際連盟，パリ．

第8回世界ろうあ連盟大会（8th Congress of the World Federation of the Deaf）．ソフィア，9月2日～11日．主催—世界ろうあ連盟，ソフィア．

児童に対する平和と安全な未来を考える世界会議（World Conference for a Peaceful and Secure Future for All Children）．モスクワ，9月7日～11日．主催—国際準備委員会，モスクワ．

児童と暴力に関するセミナー（Seminar on the Child and Violence）．ストックホルム，期日不明．主催—スウェーデンユニセフ委員会，ストックホルム．

盲者福祉世界協議会会議（Conference of the World Council for the Welfare of the Blind）．ナイジェリア・カドゥーナ，10月3日～12日．主催—盲者福祉世界協議会，イギリス・サセックス．

国際児童提案会議（Proposed International Children's Conference）．ニューデリー，11月14日～15日．主催—国際児童福祉連盟，ジュネーブ．

第3回小児科医学アジア会議（3rd Asian Congress of Pediatrics）．バンコク，11月19日～23日．主催—マヒドル大学シリライ病院，バンコク．

国際児童年記念児童福祉シンポジウム（Symposium on Child Welfare in Commemoration of the International Year of the Child）．11月20日～21日，名古屋．（本号所載）

国際児童年記念 児童福祉シンポジウム

(SYMPOSIUM ON CHILD WELFARE IN COMMEMORATION OF THE INTERNATIONAL YEAR OF THE CHILD)

荻須隆雄
厚生省児童家庭局育成課主査

会議の趣旨と基調講演

このシンポジウムは国際児童年を記念して，今後のわが国ならびにアジア諸国の児童福祉の進展と向上を目指し，児童福祉についての意見の交換と研究協議を行い，併せて国際的な友好を図ることを趣旨として，厚生省・愛知県・名古屋市ほかの主催により開催された．

都道府県および指定都市の児童福祉関係者をはじめ，児童福祉関係団体・機関の代表者などに加えて，アジア14か国19人（２国連機関，５人の講師を含む）の児童福祉行政担当者や団体代表者などが，愛知県名古屋市に参集して，主題「地域社会における児童」のもとに，昭和54年11月20日～21日の２日間にわたって，活発な意見交換と協議を行った．

初日には開会式に続いて，わが国の児童福祉と今後の動向に関する講演が，厚生省児童家庭局長によって行われた．続く基調講演では，フィリピン南太平洋ユニセフ代表の王容華博士が「アジアにおける児童問題」と題して，児童権利宣言採択から20年を経た今日，その約束と現実を対比してみると未だその差が大きく，とくに発展途上諸国では児童の悲惨な状態が続いている，と言葉を強められた．また諸政府の要求に応じたユニセフの援助協力の実状を，フィリピンを例に取って説明し，さらに21世紀を展望して，発展途上諸国と経済的に豊かな諸国が，それぞれ抱えている児童に関する将来的問題点と改善策を指摘して，講演を終えた．

次に五島貞次東洋大学教授・中央児童福祉審議会委員長は，基調講演「今日の地域児童福祉にかかわる諸問題」において，わが国の貧困時代とそれに続く高度経済成長以後の児童福祉の思想や行政などの流れ，近年の急変しつつある児童を取巻く地域社会環境および生活諸条件の実状について説明し，終りに国際児童年の意義と反省について述べた．

分科会と基本テーゼ

第２日は「心身障害」「養護」「保育」「健全育成」の４分科会でシンポジウムが進められ，それぞれの分科会で各３人の講師によって，次のような基本テーゼが示された．

1．心身障害分科会．①心身障害児・者の地域ケア．②地域行政の実際．③地域ケアと教育．

わが国の心身障害児・者の福祉対策・行政の歴史と現状，今後の施設の在り方などと，アジア諸国の精神薄弱児の福祉・教育の諸問題と今後の課題などが挙げられた．

2．養護分科会．①地域社会における児童．②養護児童の実態と今後の課題．③地域における児童の

会場風景（日本児童手当協会提供）

ニード．

養護施設の社会的意味，将来の養護施設の役割などや，アジア諸国における経済的成長と児童の福祉問題などが示され，参加者からの質疑や意見発表が活発であった．

3．保育分科会．①保育施設の社会的役割．②保育内容の存り方．③地域における保育事業．

要保育児童の実状と多様化しつつある社会的要望とその対応，地域における保育内容や今後の就学前児童の教育・福祉の在り方などに関して，閉会時まで多くの意見発表があった．

4．健全育成分科会．①社会変動と児童健全育成—「落ちこぼれ」の防止．②児童の遊び場の問題．③コミュニティーと児童の健全な発育のための事業．

わが国の社会変動と児童・家庭の状況，遊び場の現状と問題点や，アジア太平洋圏諸国の社会構造の変化に伴う児童問題などについて，児童厚生施設関係者たちからの実情報告や質疑が出された．

以上のような内容で2日間のシンポジウムは終了したが，海外参加者はその翌日コロニーなどの福祉施設の見学を行った．

80年代の課題

1979年が国際児童年であったことは，新しい80年代を迎えるに当って，今後のわが国の児童福祉および関連諸施設の在り方を考えるうえで，たいへん意義があったといえよう．基調講演をはじめいく人かの分科会講師による基本テーゼにも示されていたように，わが国の児童福祉の歩みは，経済状況と密接な関係のもとに今日に至ったところである．80年代はかつてのような経済成長は期待できず，これに伴って，今後さらに児童福祉の向上と進展を図る過程において，諸方面からの慎重な検討が一層望まれてこよう．

このシンポジウムのアジア諸国からの参加者たちは，それぞれ自国の国民生活の実状，高い乳幼児死亡率，児童福祉行政や児童福祉施設に関する課題や教育問題などについて紹介し，国内講師・参加者たちの意見や報告を熱心に記録して，離日して行った．

わが国と他のアジア各国は，80年代をどのように歩み，このなかで児童福祉の向上と進展をどのように描き，具体化させるべきなのだろうか．王容華博士の「多くの発展途上国の子どもたちにとっての緊急の基本的問題点は，生存することの一言に尽きる」，そして，「毎年が国際児童年であるように……」の言葉が印象的であった．

遊び場の新しい設備
—ノルウェーにおける新しいモデルの試み—

森　重　敏（もり しげ とし）
東京都立大学教授

国の内外を問わず，遊びの生活を通して子どもは成長していく．したがって世界中の子どもにとり，その健全発達のために遊びが必要であり，遊び場は不可欠のものである．

「児童は遊戯およびレクリエーションのための十分な機会を与えられる権利を有する．……社会および公の機関は，この権利の享有を促進するために努力しなければならない．」これはちょうど20年前(1959．11．20)，国連第14回総会で採択された「児童の権利宣言」の本文(第７条)の一部である．それは，「児童が，幸福な生活を送り，かつ自己と社会の福利のためにこの宣言に掲げる権利と自由を享有することができるようにする」ことを目的として，そうした児童の権利を守るように，おとなは，個人も社会も政府も共に努力することを要請している．

このように児童の遊戯やレクリエーションのための機会を提供する「遊び場」は，児童の権利と自由の保障という世界的な児童福祉の観点から，その確保が要請されてきた．しかし現在，子どもの遊びへの機会は，わが国を含めて世界各国ではたして十分に保障されているだろうか．遊び場の設置や設備は，欧米，とくに社会福祉の進んでいる北欧などでは，どのような現状であろうか．子どもの遊び場対策の問題は，今や世界共通の重要課題の一つと思われる．

この問題については，元世界幼児教育機構（ＯＭＥＰ）総裁で現オスロ大学心理学教授(児童心理学・幼児教育）スカール博士（Ase Gruda Skard）が，そうした遊び場問題の世界的状況を背景に，自国ノルウェーの「遊び場の新しい設備」について，ＯＭＥＰの機関誌　(OMEP：International Journal of Early Childhood, Vol.5 No.1, 1973)に，最近貴重な論文を発表されているが，これを基に，ノルウェーの新しいモデルを紹介してみたい．(OMEPに関しては，本誌第３号（２～６ページ）および第５号（52～56ページ）所載の拙論を参照されたい．)

子どもと遊び場の時代的推移

わが国の農山村でそうであったように，ノルウェーにおいても，「よき古き時代」にあっては，児童問題は遊ぶ時間を見出すことであった．当時，子どもたちはおとなの指図を受けて，あるいはおとなと一緒に，除草・取入れ・土掘り，水やたきぎ運び，家畜の世話など，幼児期から家事の手伝いを始めたものである．時には，もっと困難なおとなの仕事の労

働力を確保するために，おとなに代って単純な仕事，幼いきょうだいの子守や，たき火のたきぎ集めや，動物からの肥やし集めなどに携わった．

こうした条件のもとで子どもらには遊ぶ時間がほとんどなかったかも知れないが，砂・小石・木切れ・ひも・雪，とうもろこしの穂軸といったものから，捨てられた箱や竹，とうもろこしや堅果の実，布きれ，壊れた陶器類・れんがおよび古輪に至る数多くのものがあって，遊具に不足はなかったといえよう．

そのうちにしだいに激しくなった工業化や都市化の現象は，辛い手仕事から子どもを解放して，かれらに遊ぶ時間を残す結果とはなったが，同時に遊ぶ材料や空間や機会を破壊していったのであった．

こうして最近ようやく，それも都市化が進んだ最後に至って，おとなは，高い家屋や雑踏の街，小世帯家族や父親の長期留守といったことが，こどもから活発に遊び回る多くの刺激的な機会を奪うものだと気づくようになった．折しも，失われた自然の素材を取りもどすために優良がん具に対する世界的運動が起きてきたところであり，都市計画に当る人たちが，遊び場や遊園地として，貴重な空地を不本意ながら「放棄」し始めたところであった．

従来の一般傾向

従来，遊び場といえばただ遊具がまばらに備えてあるだけで，その内容はうんざりするほど規格化され，均一化されたものであった．世界いたる所で，最年少の幼児のためにはすみっこに砂箱が，それより大きい幼児には中央にぶらんこやジャングルジムや滑り台などを設けてあるが，年長児童に対してはなんの設備もないといった傾向が見られた．今日，どこへ旅行してみても，遊び場といえば平たんなもので，アスファルトで舗装されているのに人は気づくことであるが，その唯一のメリットとしては，そうした遊び場が手押し一輪車や三輪車に便利で，維持費が安上がりであるにすぎないということであった．

新しい試みへの動き

しかしこの遊び場のパターンを絶とうとする興味ある試みが，これまでにもないことはなかった．とりわけイギリスの熱狂的な主唱者であるアレン女史(Lady Alen of Hurtwood)の共作になる同国の冒険遊び場(adventure playgrounds)，スイスのロビンソン遊び場(the Robinson playgrounds)，チェコスロバキアにおける山腹の庭園遊び場（hillside garden playgrounds)，スウェーデンの公園内遊び場 the parklek (play in the park)，および橋・迷路・壁・階段などで魅惑的な建築様式をなすバグダッド（イラク）の遊び場などが著名である．

子どものためにより好ましい戸外遊びの環境を整えようとするこうした新しい試みは，バグダッドの遊び場を除き，自由に動かせる材料とか，多種多様な使い方をして構成遊びができる材料を含んでいる．この場合，備品類消失の恐れが常にあるため，その設備の番をするおとなの管理人が雇われることが多い．そのうちに，遊ぶ子どもからも目を離すべきではないことがはっきりしてきた．たとえば，スウェーデンで，遊び場における最も高価な「備品」とは，遊戯中の子どもに気を配ることだけでなく，必要な時には，その子どもたちを励ましたり，かれらにゲ

ームを教えたり，仲間同士の反目からみなを守ったり，また夜ごとの空巣ねらいにやられないように備品を監視したりする，理解力あるおとなの存在であることが明確にされたのである．

こうして子どもの遊びへの関心が喚起され，遊びの環境的条件が見直されつつあった．いろいろな発達段階に応じて子どもが遊べるような遊び場と適当な設備の必要性が，現代都市における責任ある人びとの注意を，きわめてゆっくりと引きはじめた．

新しいアイデア競争

そうした世界的な一般傾向を背景として，ノルウェーでは遊び場作りに関する新しい試みが行われた．同国政府の一般文化委員会(The Norwegian Governmental Comission for General Culture)を鼓舞して，遊び場の設備のための新しい構想の競技を計画させ，彫刻家・建築家・教師および意匠図案家に参加を求めて遊び場の新特徴をもった小模型と詳細な説明書とを提出させたのは，まさに「開拓する」精神であるとされる．この新しい「創作」は，可動のものか，あるいは安定したものであればよいとされたが，しかし美的で製造しやすく，費用もかからず，安全で，また異種類の気候に当っても使用できることはもちろん，実用的でもなければならなかった．

受賞の対象となる最優秀のアイデアを選ぶ審査員は，1人の画家(オスロの芸術大学教授)，2人の彫刻家，および特殊な芸術的趣味をもつ保育施設の教師2人で構成されていた．

応募模型が殺到して，最終期限までに登録された参加者の数は120人，その審査は困難な仕事であったといわれる．なぜならば新形式の遊具に関して，公式化された考え方はほとんどなかったし，選考基準も十分明かにされておらず，しかも子どもの戸外遊びや多種多様な型の遊具を使用するかれらの能力については知らなすぎていたからであった．選考の結果120モデルのうち16モデルが，結局，受賞対象に選ばれたが，最優秀賞に値するものは一つもなかったという．審査員の判定特性に従って，そのモデルは4つのグループに分類された．しかし最終的な結論として審査員が熱心に強調したことは，そのモデルが実物大に変えられて，その遊び場を子どもたちが使用するとき，優秀性に関する真の判定が下だされるだろうということであった．つまり本当に審査する資格をもつ「判定者」は，新形式の遊具や設備を使う(あるいは使わない)子どもだろう，というのである．審査員はまた，どんな遊び場でも，遊具がただ一種類しかないのでは「不十分」であろうということも明確にした．あらゆる遊び場は，年少児にとっても年長児にとっても，激しい遊びもしくは静かな遊び，個人活動もしくは集団活動，そしてまた，想像遊びのみならず「筋肉」のはけ口といったことに対する多種多様な機会を提供しなければならないとされた．

Aグループ

審査員の判定によると，A群における2つのアイデアは，両方とも建築家によって創作されたものであるが，それはおとなが参加して，あるいは子どもたちだけで好んで行う協同的な冒険遊びのなかで構成遊戯を刺激するものと思われ，年齢の違う子どもが多目的用に使うことができるとされている．

図1は，各辺20cmの底辺をもった6角形の積木を

示す．積木の高さは大てい20cmであるが，なかには3倍の高さのものもある．積木は特製の布で覆われたプラスチック製であるため，軽くて柔らかく，運び安くて，たとえ子どもに投げつけても安全で，しかも費用がかからないようになっている．模型では，「積木」はすべて白色であったが，実物大では白いのもあれば黒もあり，赤色さえある．子どもたちはそうした積木を使って，家・塔・階段・座席・道路・壁などのあらゆる種類のものを組立てることができる．

図2では，違った種類の材料，すなわち丸太小屋の原理に従って全部木に切れ目が付いている，長さの違う木の板が示されている．たとえば，2×6フィート（1フィート＝約30cm）の板や1½×4フィートの板．他の板は容易に用意できるものである．最も大きい板は重すぎて子どもが動かせない程であり，そのためにおとなの助力が必要とされる．しかし多くの板は子どもが動かすことのできるものであり，それでかれらは，登山の打合せやつくえ・いすや囲いなどに使用することができる．こうした組立ては，子どもたちが跳降りてもけがをしないように，砂のうえに置く必要があるとされている．

Bグループ

図3は，ある製陶専門家が提出したもので，馬てい形をした見事な，また便利な彫刻である．彫刻の内側には，うつろの側面に踏段を渡してあって，子どもがそれを使ってよじ登ったり，のたくり回ったりすることができるようになっている．外側は陶磁器類の円形浮彫りのはめ込みで飾られていて，子どもがそれをながめたり触れたりして，すばらしい審美的な経験をするようにしてある．その彫刻品は地面から頂上まで2mあることを示す．それで子どもは，実際の危険なしに頂上までずっと登れるのである．

図4は，一人の彫刻家が組立てた固いプラスチック製の「パイプハウス（pipe house）」である．この管は製造しやすく，子どもがはって通抜けるのに十分な大きさ（0.50～0.60m）のものであり，またかれらが互いに見合えるように透明になっている．子どもは人形や他のがん具を，その「家」のなかに引っぱり込んだり押入れたり，あるいはそのてっぺんから滑り下ろさせたりすることができる．こうして子どもは，家の内外での刺激的な高さの違いを経験し，迷路のなかにいるときのようにはい回ることもできる．

図5は，一人の画家から提出されたもので，直径が2mある「球状のかご（Global Cage）」と呼ばれる新しい種類のぶらんこである．その「かご」の金属は，子どもの小さい手には気持のよい表面となるように適当な覆いを施す必要はあったが，変る気温とは絶縁されていて，柔らかくて滑らかである．子どもがそのかごの内外を登ると，その球体は限られた円形に動くようになっているので，子どもは目がくらむことなく，緩やかなぶらんこに乗れるのである．

図6のアイデアは建築学の若い学生によって出されたもので，単純な袋（bag）である．このアイデアでは縦15cm×横30cmほどある多くの固い袋が付くことになっていて，堅固で軽い特殊金属で満たされ，また防水布で覆われていた．子どもはその袋を使って，小別荘や壁や城などを作って遊ぶことができるとともに，他種の材料，たとえば，テーブル・ベンチ，店のカウンターおよびその他の有用な家具類を作るための板と組合せることもできる．

Cグループ

これは，どちらも建築家が作った2つの模型から成る．図7は，「両足で立つ家(House on Legs)」と呼ばれ，子どもがよじ登ったり，揺すぶったりする機会のおもしろい組合せを提供するものである．この「家」はがん丈なばねの組織に支えられていて，前後にそれが動かせるようになっており，高さ3m，幅2.25mになるように設計されている．それは，子どもがその頂上に座って自分のからだで動かすときにはぶらんこの役をするだろうし，あるいは家がひとつの場所から他の場所へ徐じょに向かって行くあいだ，かれらは登ったり降りたりして遊ぶだろう．子どもの活動は明らかに限られてはいるが，この見慣れない形は，ユーモラスな魅力となって子どもの想像をかきたてるに違いない．

図8は，鉄の車わくに取付けたロープの組立てで，これは協同的活動の機会を与えるものである．ロープを付けた棒が2mの距離をおいて立ち，正方形の一角を形作っている．ロープは棒のてっぺんにある「目」を通って動く．1人の子どもがある部分で跳躍を始めると，ロープがすみずみまで動くので，他の子どもは自分が立ったりぶら下がったりしているロープの運動を経験することになる．

Dグループ

図9は，それに登ったり，そこで休んだり，またそれをながめたりするための「家」として役立つことが可能なため，その模型を作った彫刻家によって「鶏小屋(Chicken House)」と呼ばれた．それは登るジャングルで，そこで子どもは，地面からいろいろ違った距離にある高度，およびそこからの視野を経験することができる．「鶏」は高さ3mの予定であり，十分覆いをされ，絶縁された鉄の棒でできている．

最後の図10は，ある若いカップル（夫は建築学の学生，妻は教師）が熱望して提出したもので，全体にコーナーをもつ遊び場である．この「家」と設備とは，すべて高さ1.27mあるプラスチック製の三角形と四角形でできている．それは，遊び場の全コーナーが模様変えできるように，全建物が取壊したり建直したりしやすくなっていることが必要とされた．しかしそのプラスチック製の板金は，年長児だけに取扱いやすくするために幾分大きいはずである．

遊び場設備の新しい方向

遊具のためのこうしたアイデアは，遊び場の設備の新しい組合せになっていくことが期待された．そしてやはり，子どもは自分たちの遊具のどれを利用するか，また，年齢の異なる集団はそのいずれを好むだろうか，ということもわかることが期待された．

しかしどういうことになろうと，この競争の結果は，遊び場のための規模化の資料として見做されるべきでないとされた．遊び場は従来，あまりにも長いあいだ，均一で，おもしろくなくなっている．そこで，こうした構想がこのようにして具合よくいき，しかもそれからの影響が多くの国ぐにに広まり，都市化した環境内に住む子どもの娯楽や空想や活動を助長するようになることが望まれたのである．

(付記)末尾ながら，拙稿のまとめに，貴重な文献のコピーを貸与くださった山下俊郎先生ならびに同関連資料の収集にご配慮いただいた日本保育学会事務局の矢津映子さんに，心から感謝申しあげます．

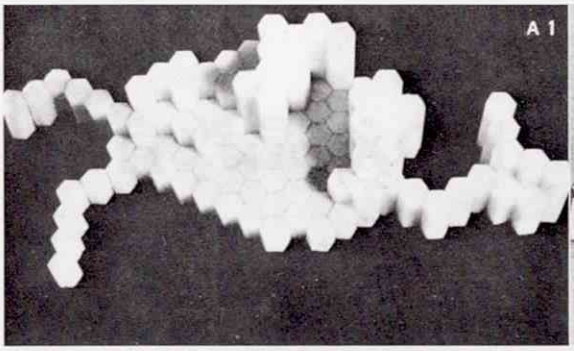

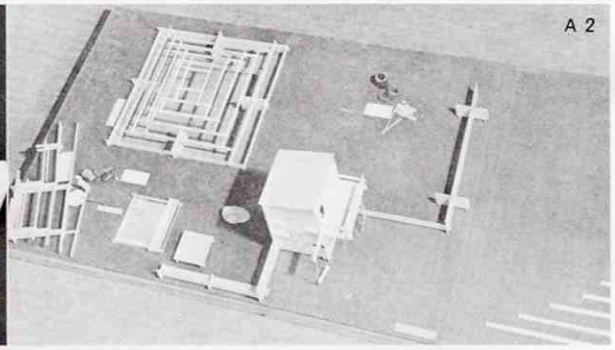

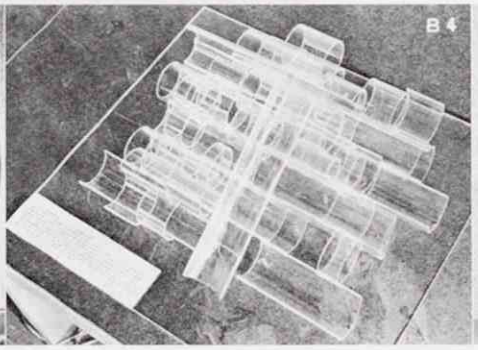

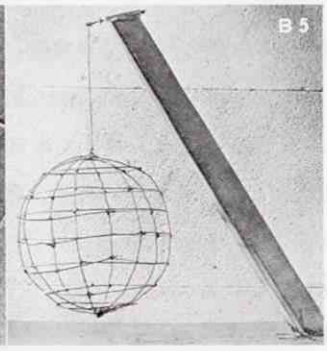

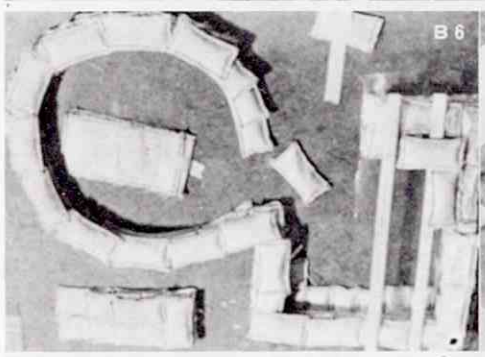

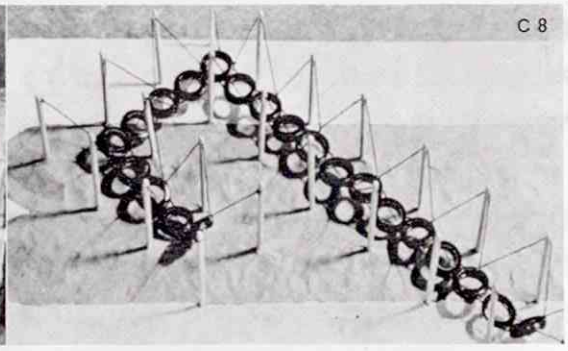

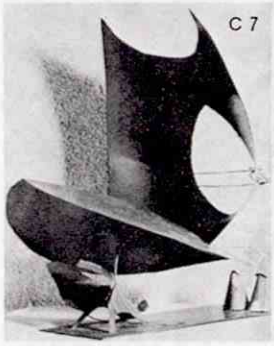

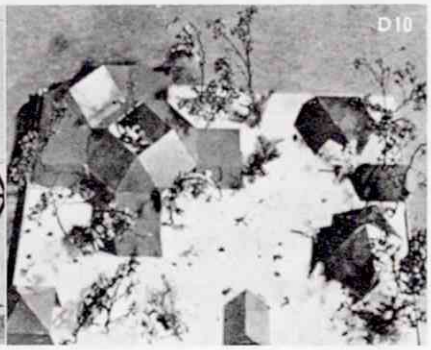

受賞16作品
のなかから

1段目
左：1図
右：2図
2段目
左：3図
中：4図
右：5図
3段目
左：6図
右：8図
4段目
左：7図
中：9図
右：10図

トピックス

日本講演にみる スポック博士の幼児教育論

和田慎吉
日本私立幼稚園新聞編集長

『スポック博士の育児書』などで世界的に知られるベンジャミン・スポック(Benjamin Spock)博士は昨年夏，日本私立幼稚園連合会の招きで来日し，福島・東京・愛知で講演して，幼稚園の先生，園児の母親に深い感銘を与えた．

成長の過程と感情の発達

スポック博士は子どもの発達過程を次のようにとらえて，乳・幼児期における両親，とくに母親とのかかわり方の重要性を強調した．

「幼児期の4年間を考えてみると，生れて最初の3か月は，幼児にとってすばらしい期間である．家族と一緒に生活していくのに，なんの抵抗もないからだ．いろいろな実験をしてみればわかるとおり，赤ちゃんは笑ったり，にこにこしたり，素直に反応してくれる．

ところが一年ぐらいたつと，むずかしい時期にさしかかる．幼児は自分自身が別の人格をもった人間であることを知ってくる．たとえば，食物を与えてみればよくわかることだが，好きなものだけ食べて，きらいなものを避けるようになる．この時期には，自分の子どもでもコントロールできなくなって心配になり，安定を欠く両親がみられる．

さらに1年3か月ぐらいになると，子どもに新しい独立性が芽生えて，自分をコントロールするのは自分自身だと思い始める．たとえば，公園に連れていこうとすると，いやだという意志表示をする．

2～3歳になると，独自の考えがさらにはっきりして，なんの抵抗も示さずに親の言うことを聞くことはない．だから親は，巧みに子どもを操作しなければならない．たとえば，公園に連れていくにしても，新しいもの，子どもが喜ぶようなものを持っていくとか…….

3歳を過ぎると，子どもは親のまねをするようになる．親のような食べ方，歩き方などをまねる時期が6歳ぐらいまで続く．また知的にも感情的にも成長してきて，男の子は父親のように，女の子は母親のようになりたいと思う．この時期に，アメリカの子どもたちのあいだには『君は母親，僕は父親だよ』といった遊びがよくみられる．『さあ，お勤めにいく時間よ．忘れないで帰りに買物をしてきてちょうだいね』などと女の子が言うのは，紛れもなくおかあさんのまねである．

さて，6歳から12歳の時期になると，子どもは親

講演終了後，壇上で夫人・令嬢とともにお礼の言葉を受ける博士．福島市

を見てまねをしているだけではだめだと考えるようになる.隣近所の友達と同じようになろうと努める．つまり子どもは，外部の世界に自分を適応していこうとするわけである．と同時に『親はいつも正しいんだ』ということに反抗するようになる.」

スキンシップの重要性

日本でもこのごろスキンシップという言葉が育児論に登場して，乳・幼児期の母と子の膚の触れ合いの重要さが言われているが，スポック博士も同様の趣旨のことをこう述べている．

「現在，米国でも日本でも共通の問題がある．それは，物質主義が広く浸透して，子どもを育てにくい時期であるということだ．いっぽうでは核家族化によって，子どもの不安を取除く人がいなくなってしまった．われわれは核家族になることによって，安らぎの場所を捨ててしまったことを認識しなければならない．

またいっぽう，われわれは技術の発達によって，本能の働きを疎外してしまった．かつてクリーブランドの医師によって調査されたことだが，生れたばかりの新生児を，まだ衣服を着けていないお産直後の母親が，30分でも1時間でも抱いてやった場合，それをしなかった母親の子どもと比べてみると，6か月後，1年後に，おかあさんと子どもの関係がずっと自然であり，好ましいものであったということだ．さらに5年後に心理テストをしてみると，母親に抱かれた子どものほうが，はるかによい結果が出た．

現在，あるいはこれからもそうかもしれないが，赤ちゃんが生れるとすぐ看護婦が母親から離してしまい，なん時間もたってからやっとおかあさんが面会する.出産の技術の進歩によって,本能が疎外されているわけだ．

現代の社会は非常に競争的･攻撃的になっており，われわれは狂暴的な緊張のなかで生活しているが，子どもを育てるには，穏やかな環境でなければならない．

われわれは複雑になっている社会を簡素にし，協力的・友好的にしていかねばならないのである.」

権威主義と民主主義

ここでスポック博士は大事な提言をする．子どもが親から欲しているのは愛情であるといわれているが，最も重要な「尊敬の念」があるという．スポック博士はこう説く．

「子どもは親からの尊敬の念を必要としている．欧米では1900年代ごろまでは，子どもは迫害され，奴隷のように扱われてきた．おとなは子どもを罰することだけをしてきた．しかし子どもは，一人の人間として尊敬されることによって，よりよい市民として成長していくのだ．尊敬することによって，親は子どもの成長を導いていかねばならない．

いっぽう親も，子どもから尊敬されるようでなければならない．親と子は，非常にフレンドリーな関係にあると同時に，礼儀正しく接することができるようなしつけが大切である．

ここに今日，ひとつの問題がある．子どもを抑圧していた社会から，尊重するような社会に移行するときに，ある親たちはどうしても弁解がましくなってしまうことだ．すなわち，子どもに言うことを聞かない状態を許してしまうということである．これはもちろんよくないことだ．私は来日して，日本の親たちと話合い，米国と同じ問題を抱えていることを知った．日本のおじいさんやおばあさんは，子どもたちが非常に悪い子になってしまったと嘆いていた．

しかし私たちは今までのところ，両親と子どものあいだでほんとうに民主的な関係をつくり出すために，十分な時間をかけていないと思う．これは確かにスキル（skill；経験）を必要とする問題だと思う．」

民主主義的なやり方と，権威主義的なやり方の及ぼす影響について，さらにスポック博士は力説する．

「育児において，とくに権威主義的な親に問題だと思うことは，今までの育て方は変ってきた．もっと民主的な育て方になったという認識をもたねばならないということである．尊敬の念をもってやる，子どもの言うことにも耳を傾けてやるということである．

ここにひとつの実験がある．

10歳から12歳ぐらいの少年を二つのグループに分けて，一つは１人の少年がリーダーシップをとって，権威主義的にひとつひとつ教えて鳥の巣箱を作った．ところがこのグループは，リーダーがいなくなると，作業が止まってしまった．

もう一つのグループは，話合いをして，自分たちで考えて巣箱を作った．権威主義的なグループの２～３倍の時間がかかったが，自分たちの責任でやらなければいけないという自覚が芽生え，巣箱を作る材料や道具はどこから集めてきたらいいか，どうやって組立てればうまくいくか，めいめいが考えることができるようになった．

リーダーが権威主義的にやっている場合には，非常に急速にことが運んでも，ひとたびリーダーを失うと仕事はそこでストップしてしまい，少年の３分の２くらいは，ふざけ合って遊んでいる．リーダーが先生であろうと，両親であろうと，上司であろうと同じことだ．

これに反して，民主主義的なやり方というのは，内部から自発的に出てくるもので，うまくいかせるためには，十分に時間をかけなければならない．育児についてもいえることで，子どもを尊重し，かれらの言うことに耳を傾けてやることが大切である．」

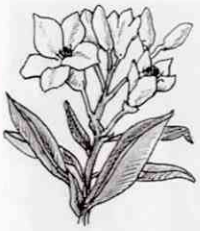

ペルスヴァルからコンパニオンへ

—スイスの治療教育センターを訪れて—

皆川正治（みながわ まさはる）
全日本精神薄弱者育成会事務局長

コ・ワーカーとコンパニオン

ジュネーブからレマン湖に沿って1時間半ほど車を走らせると，サン・プレの村にはいる．丘に上がると広々とした畑で，それに接して森があり，森の縁に道が伸び，木と木のあいだがちょっと切れて，路地の向こうに建物が見える．ペルスヴァル治療教育センターの管理・治療棟である．できたばかりの新しい建物だが，2階建の少し大きめな普通の家といった感じで，近づいていくとドアが開いてフルゴーシ園長が迎えに出てこられた．家の主人がちょっと外出という風情である．

管理棟のまえの小道は木ぎのあいだを抜けて，広い芝生を真んなかに建物が点在する学園へと導く．ここには4歳から30歳までの精神薄弱の人たちが72人，ほぼ同数の精神薄弱でない人と暮している．精神薄弱でない人びとは医師・教師・指導員・保母・看護婦・職業指導員，その他学園で働く人と，その家族である．いろいろと職種は異なるが，ここに働く人びとはコ・ワーカー（共に働く人）と総称されている．職種のあいだに上下がなく，みな共に働く仲間という意味である．精神薄弱の人も訓練を終了すればコ・ワーカーとなる．子どもは別として，おとなは精神薄弱であると否とを問わず，訓練中・研修中であればセミナリストと呼ばれ，それを経た者はコンパニオン—仲間—と呼ばれる．つまりここでは人工的なインテグレーション（総合しての完全体化）ではなくて，生活を共にしてコミュニティーづくりを進めるなかで，おのずと人間としてのインテグレーションができるようにと考えられているのである．

ファミリー

そういう考え方であるから，いわゆる居住棟と呼ばれるようなふんい気の建物はない．大きめな普通の2階建の家に，指導員とその家族と12人から20人の園生がファミリーを営んでいる．家族にしては少し大きすぎる気もするが，考え方からすると，やがてはもっと小さな集団となるのであろう．

家のなかは四角な部屋，真っすぐな廊下というものはなく，壁にしても廊下にしても，出入が多くて目の届かないところが多く用意されている．それがなんとも言いようなく心持をゆったりさせるから妙である．カラーコンディショニングがよく配慮されていて，家具や調度も楽しい．ひとつの家にはふつうの家族と同じようにいろいろな年齢の園生がはい

って，きょうだいの生活ができている．家いえには「つばめ」「フランソワ」「ペスタロッチ」「シャントレ」「純白」などと名がつけられている．

家から離れたところに教室や講堂，体育館兼劇場兼教会，作業棟（アトリエ；工房）が建てられている．農園もある．店も図書館もある．子どもは大家族のファミリーを基地に学校へ行って学び，庭や体育館でのびのびと遊び，また運動をし，作業棟や農園で働くわけである．そのなかでセラピーも行われるが，そのために特別に用意された治療棟もある．

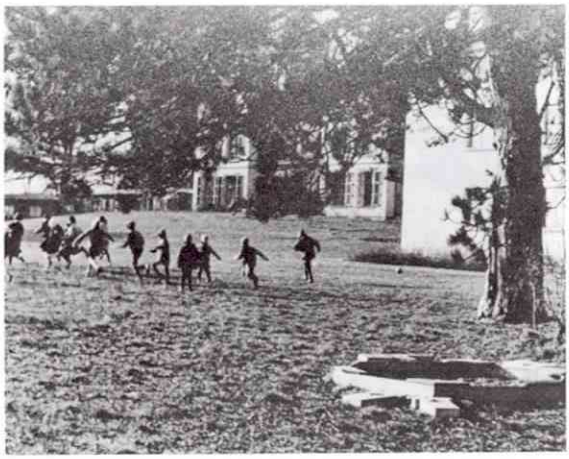

センターのキャンパス

ユーリズム

情緒を豊かにすることは治療教育の主眼であり，その観点から絵を描いたり工作したり，ユーリズム（オイリュトミー）といって，からだ全体で気持を表現する活動が重んじられている．自閉症の子どもの治療教育は？　と聞いたら，言下にユーリズムが有効です，と答が返ってきた．庭の真んなかのにれの木になった気持で，にれの心持をからだで表現するといった活動である．これはおとなにも子どもにも楽しいであろう．没頭できれば，一種の宗教的な解放感に満たされるに違いない．

学校は村の学校ではなくて，この学園の教室に通う．私立学校というわけである．そのわけは，この学園はルドルフ・シュタイナー自由学校運動の一環として設けられたものであるから，入園はすなわち入学なのである．（この学校運動の考え方は，中公新書の「ミュンヘンの小学生」に詳しく紹介されている．）学習を貫く基本線は自然と芸術である．学習上にはいろいろな生産的な活動が用意されている．焼物・織物・民芸品，花の栽培，農園の仕事―これは日本の施設と同じような植物―などを，スイスらしい風土と合せて進めている．

園生の年齢はまえに述べたように4歳から30歳にわたっているが，障害の程度は身辺自立のまったくできていない段階から軽度までの幅があり，また身体障害との重複，てんかん発作の子ども，自閉症の子どもと，きわめて広い．入所の選考は全職員の討議による．ひとりでも私が引受けようと言えば，その子は入園が許されるのだそうである．ただ学園の人数が大きくなると人と人との関係が薄くなるので，現在以上に増やさない方針である．

園生の出身地は学園の置かれているボー州とジュネーブ地区で，月に1回は実家へ帰る．長期の休暇もある．両親や家族が訪れてくれば一緒に泊ることもできる．実の家族とのあいだをよいものにすることは情緒の豊かさの基本であるから，最も重視されることのひとつである．

講堂は学園に住む人びとと園生の家族全員がらくら

くはいって行事のできる広さである．舞台もあって，私が訪問したときは，クリスマス準備で劇のリハーサルが進められていた．フロアの一群がいろいろとダメを出したり，激励したり，壇上では俳優諸君が一生懸命であった．劇はオイリュトミーの大なるものであるから，ここではたいへん重んじられているのである．

森から出たあすなろ学園の店

ペルスヴァルとはヨーロッパの12世紀の未完の物語『聖杯物語』の主人公の名である．十字軍の戦争に騎士である夫と息子を失った未亡人が，残された息子ペルスヴァルを深い森のなかに連れて行き，人里遠く平和郷を営もうとする．ペルスヴァルは教育も受けないまま育っていくが，やがて森の外の世界にあこがれて飛出し，母は悲しみのあまり世を去る．ペルスヴァルは聖杯を受けて騎士となろうと修行の道をたどるけれども，努めても努めても聖杯は受けられない．――ヨーロッパ中世のあすなろ物語である．

この学園にペルスヴァルの名をつけたのは誠に意義が深いと思う．ペルスヴァル学園の子どもたちも育って青年となり成人となった．ここでは子どもだけではなくて，コ・ワーカーたちもまた森を出なければならないと決心した．一昨年，サン・プレの村の目抜き通り―といっても，300mくらいの，ガランとした通りであるが―の商店を２軒買って，そこにコ・ワーカー夫妻とその子ども２人と園生６人が移り住んで，「コンパニオン」という店を出した．森のなかの平和郷から街への進出である．

３階建の店は，１階の片方が焼物工場で外から作業が見通せるようになっており，もう片方は世界19か国に散在するキャンプ・ヒル運動さん下の精神薄弱施設の作品の即売場である．２階は園生の宿舎，３階はコ・ワーカーの宿舎である．コンパニオン―私たちは仲間ですよ―と呼びかける大きな看板は，手造りである．南アの子どもの作品だという水牛の角のせん抜きを，私は手に入れた．ペルスヴァルの人たちはサン・プレの村の街角の泉で聖杯を受けることができるであろうか．やはり中世にあったように，それは不可能となるのであろうか．このスイスのあすなろ学園は，この次に訪れるときはコンパニオンと改名してはいないか，などと夢を描いた．少し暗い２階の小さな食堂に，ぎっしり10人が座って昼食を楽しんでいた光景が眼底に焼きついている．

むすび

ペルスヴァル治療教育センターは，同名の財団によって経営されている．同財団をつくったのはスイスの親の会（育成会）で，ペルスヴァル友の会，職員の会との３者が運営に当っている．もともとこの学園は1950～51年（昭和25～26年）ごろできて子どもを50人くらい収容していたのであるが，行詰って廃園になるところを，1967年（昭和42年）親の会の呼びかけで，スコットランドに始ったキャンプ・ヒル運動から指導者の派遣を乞い，このような方針の新しい学園へと再生したのだそうである．キャンプ・ヒル運動は現在世界に広がり，そのさん下に1,200～1,500人の精神薄弱の子どもやおとながペルスヴァルと同じような生活を営んでいる．学園全体がコンパニオンになるようにと祈りながら辞した．

フランク・ドリア・パンフィリーセンター

—医療・心理・教育センター—

(CENTRO FRANK DORIA PAMPHILIJ)

大井英子（おおいふさこ）
神奈川県児童医療福祉財団

はじめに

昨秋9月22日から2週間，日本児童問題調査会派遣による児童福祉国際協力調査団の一員として，北欧ノルウェーからオランダ，オーストリア，そして南欧イタリーの4か国を訪問する機会を得た．

北欧諸国や英国・西独辺りの福祉情報はかなり日本にも伝えられているが，イタリーについては，今日まであまりもたらされていない．今回の短いローマ滞在中に，心身障害児関係では2か所の通所施設を訪問したが，調査団の当初の予定外で，時間がなかったので駆足の見学となった．ここにご紹介するのはその一つ，年長精神薄弱児のための通所施設である．

施設の概括

ローマの新市街，広大な旧貴族の屋敷跡にCentro Medico Psico-Pedagogico（医療・心理・教育センター）があった．今では廃虚を思わせる古い赤茶けた土べいが道の両側に続くこの辺りは，一般の住宅街のようであるが，おそらくはかつて高級住宅街であったと想像される．土べいのなかの長い石段を登りつめたところで，兵舎のような粗末な木造平屋を背に，しゅろの木影で休んでいた青年が，おうような笑顔でわれわれを迎てくれた．ここの通所生だった．

このセンターは，社会のなかで行き場のない精神薄弱児の親たちの手によって，1964年に設立された．その後，国・自治体の補助金を受けるようになったが，経営主体は相変らず親の会で，今日に至っている．

広大な敷地には織物棟・縫製棟・陶芸棟などと作業科目ごとに，50坪ほどの木造平屋の作業訓練棟があり，そのほかにかなり広い食堂棟と園芸のための温室がある．ここに毎朝9時から午後4時まで，14歳以上の中・軽度の精神薄弱児（1部は成人）150人が通ってくる．1棟ごとのグループが20人から25人の通所生に対して，指導員1人，技術専門員2人（午後のみのパートあるいはボランティア）の割合である．そのほかOTが1人いるとのこと．

通所生の生活

昼休み時間中のためか，各棟のなかには2～3人の姿しか見えない．縫製の部屋ではダウン症の男の子が鼻目鏡姿で一心に編物をしており，織物機のまえでは女の子が敷物らしいものを織っている．陶芸棟ではこれもダウン症の男の子が，小さな画用紙の絵に，モザイク様の色づけを，たん念に考え考えしている様子が目をひく．陶芸の指導方法は日本からの輸入だという．かまに入れるまえのつぼやさらが，たなに並べられている．どの作業棟も，その部屋の作品やかれらの絵が飾られていて，荒削りで粗末な

迎えてくれた青年，背景は陶芸棟

壁面をカラフルにしている．

昼食時間でにぎわっている食堂では，通所生がエプロンをかけて，ウェーター・ウェートレスを勤めている．指導員に促されて，20歳ぐらいの女性がはにかみながら「これが食堂」と説明してくれる．ささやくように「アンナ・マリー」と自己紹介をすると，そっと筆者のほおに口づけをしてくれた．かの女もひと目でそれとわかるダウン症であった．どこの国のダウン症児もよく似ているけれど，南欧の温かい息吹きを感じさせる，この突然の口づけを，私はいつまでも忘れないだろう．

仲間との交流

温室で育てられた観葉植物や花，あるいはブラウス・テーブルクロス・灰ざら・花びんなどの製作品は，バザーで売られる．その収益の使途については尋ねるいとまがなかった．ここはいわゆる授産施設ではないし，企業とのタイアップや下請けなどをしているわけではないので，生産性を上げるといったプレッシャーとは無縁の様子であった．また治療的な配慮からか，作業・訓練も強制はせず，時には作業をせずになんとなく過す日もあってよいという．

施設名の「医療・心理・教育センター」は療育センターといったところであろうが，医師の配置その他，特別の医療的配慮はされていないようであった．内容・ふんい気から察すると，日本でいえば，福祉作業所，あるいは毎日を仲間とともになんらかの生産的な活動に携って過すための，いわば生きがいホームといったところであろうか．作業時間中の通所生や指導の様子を見ることができなかったが，見た限りの印象では，カチカチと指導し，あるいは作業に駆立てるといった感じではない．ゆったりした空気のなかで，互いに仲間と会って生き生きとしている通所生たちの様子が強く印象に残った．

むすび

最新の施設・設備とは程遠い施設であったが，いかにも親の願いがこめられた手づくりの施設の温かさが伝わってくるようであった．

「児」の域をかなり出ていると思われる人びとも目についたが，一般社会での雇用の可能性のいかん，この後どうなるのか，そしてそのような面についての親の会の活動がどうなっているのか，聞残したまま短い短い訪問（このような訪問は，実は先方に対してたいへん迷惑で失礼なものであろうと気になった）を終えなければならなかった．

デンバーの情緒障害児収容治療施設

(THIRD WAY CENTER)

斎藤武
資生堂社会福祉事業財団事務局長

施設の概括

Third Way Center (Executive Director; Charles L. Seagal) は，アメリカ・コロラド州の州都デンバー市にある．デンバーは「マイル・ハイ・シティー(Mile-High City)」と呼ばれるように，ほぼ1,600mの高地にあり，ロッキー山脈を目前に望むことのできる，たいへん自然に恵まれた都市である．

資生堂社会福祉事業財団は，昨年の国際児童年に当り，このデンバーにある三つの児童福祉施設の児童21人をわが国に招へいし，国際児童交流キャンプへの参加や養護施設児童との交流活動を実施したが，そのうちのひとつの施設がこのThird Way Centerであった．

Third Way Centerは1969年に設立の，情緒障害児の私立収容治療施設である．施設といっても，わが国のいわゆる一般の施設といささか趣きを異にしている．Cheeseman Park地区の住宅地の一画に在って，周囲の住宅となんら変ることのない，ごくありふれた2階建の住宅である．収容されている児童は15～17歳の男子7人，女子7人の，わずか14人である．(定員13人，許容年齢14～20歳.)

この施設には家出，薬物（麻薬）乱用，窃盗などの非行問題や，親が養育放棄した家庭の子や，親子関係に問題があったり，あるいは登校拒否（長期無断欠席）など，行動的・心理的になんらかの問題を有する児童が，裁判所や一時保護施設，精神病院，開業医や社会福祉機関を通して収容されてくる．

心理治療と家族療法

「Third Way」という施設名は，文字通り精神病院を選ぶか，大きな収容施設を選ぶか，それとも「第三の道」を選ぶべきか，ということを意味している．選ぶべき第三の道というのが，この小さな家庭的な施設なのである．かれらはこの小さな家庭的施設をステップとして，精神状態を回復させ，生活能力を身につけて，家庭にもどったり，社会に巣立っていくのである．

Third Way Centerでのかれらの生活には，かれらが抱えているさまざまな問題を，精神医学的・心理学的に解決し，自立できる生活能力を身につけさせることに主眼がおかれている．

したがってプログラム・ディレクターで精神科医のHildegard Messenbaugh, M.D. を中心として，4人の修士レベルの心理指導員(カウンセラー)，有資格の精神科医ソーシャルワーカーが指導プログラムを構成し，夜間指導員1人，秘書1人を含めて，昼夜交替で指導に当っている．その指導内容の中心は，個この児童のもつ問題の特性に応じて，個別的心理

治療や集団心理治療，さらには家族療法などである．

施設では，退所は原則的として，かれらの家庭環境が改善され，かれらが生活するのに適当な状況にあるならば，家庭にもどすことを目標としているので，家族療法にはとくに力を入れているとのことである．

生活指導

もうひとつの指導の主眼は生活指導である．本来の家庭生活を十分に体験していない児童がほとんどであり，日常生活に必要な知識や能力が乏しいゆえに，自立できるための生活能力を身につけさせる指導は欠かすことのできないものである．したがって他の施設のように調理人・清掃人をおかずに，料理・さら洗い・掃除・洗たく・買物など，家庭生活を営むうえで必要なことは，すべて自分たちでやるように生活指導しているのである．

さらにかれらは，施設から公立学校に通学することを義務づけられている．ほとんどの児童が2～3か月から1年，あるいはそれ以上も学校に通っていないので，かれらを通学させるために，カウンセラーは学校とひん繁に連絡を取合い，かつ施設で補助指導を行って，一般児童の学力に追いつくように指導している．そして学力的に差がなくなった時点で，午後から夜間にかけて，あるいは週末に，工場や商店などに働きに出して，実地体験を通して生活技術を習得させるようにしている．

このようにして精神的状態が回復し，生活能力が

Third Way Center

高まり，退所2か月ぐらい前になると，かれらはそれまでの厳しかった生活規律が緩められ，お金の使い方，銀行の利用の仕方，買物，職業について，あるいはアパートの探し方など，自立するための具体的な指導を受ける．

むすび

施設ではかれらが退所した後も，約3か月間は，1週間に1度，ケースワーカーによる面接を行い，社会に出てからの適応状態を見守るようにしている．

施設を訪問してかれらに会う機会をもったが，精神病院や施設に逆もどりせず，第三の道，家庭や社会への道を歩むかれらの姿からは，暗い過去を感じさせられることがなかった．

このThird Way Centerは，コロラド州管理の基金と，この事業に理解のある個人からの寄付金によって運営されている．

ボストンの子ども博物館

(CAPITAL CHILDREN'S MUSEUM)

杉本敏雄
日本児童手当協会常務理事

設立とその後の経緯

アメリカ合衆国には全国約70か所に博物館がある．

設立年次の古さからいうと，ニューヨークのブルックリンに次いで，2番目のものがこのボストンの子ども博物館である．

ボストンの子ども博物館は1913年，学校における自然科学のプログラムを補足するため，ボストンの科学教師陣によって創設されたものである．

それ以来，この博物館の教育的プログラムと展示物は，人間がつくっているこの世界と，子どもが成長しそして学ぶ過程と，さらに文化の研究を含む広い範囲にまで拡大されてきている．

1962年にミッチェル・スポック(Michael Spock)氏が博物館長に就任した．かれは地域社会に根差したプログラム・カリキュラムの展開，教育上の諸調査，教師たちと地域社会のワーカーのトレーニングプログラムを含めた，博物館の諸活動の大拡張に着手した．そしてまた，子どもに対する現在までの情報もしくはアイデアの展示の使用に，新しい方法を取るために調査研究を始めた．

ガラスのケースでの，ただ単に見るだけの従来の伝統的な展示物は，子どもが直接に参加する，すなわち子どもたちが自分自身で映画を作る，日本のお祭をあたかも日本で行うように子どもたちで行う，自分自身でコンピューターを使うなど，子どもたちが直接手を下すことのできる展示物に置換えていったのである．このようにして各種展示物とプログラム類は，子どもと教育者の想像力・空想力をひきつけ，今日では，博物館は従来の因襲的に固定したものでない，新しい教育の型のための，国民の調査研究と，それの発展のためのセンターとなっている．

博物館がはじめ在った場所は，ボストンのジャマイカ池の北端にあるパインバンク(Pine Bank)である．1936年，ジャマイカプレーンのジャマイカウェー(Jamaicaway)の一層広大な場所に移った．そして1979年4月22日，そのジャマイカウェーの館を閉鎖し，ボストンの水際にある19世紀後期の，れんがと木材で建てられた倉庫となっていた建物を波止場博物館(Museum Wharf)に改造して，7月1日，ここで再開した．

子ども博物館は輸送博物館(Museum of Transportation)とともに波止場博物館を共有している．

展示センター(Exhibit Center)

博物館の大きな部門として展示センターと資材センターがある．私が視察したのは9月上旬で，開設後間もなく，事務所内は雑然として戦場のようであったが，展示のプログラムは進行していた．

家族向けの手で触れる展示物は，10歳代とそれ以前の就学前児童のために，壊れぬようにしっかり設計されている．具体的な展示センターの各コーナーは，16か所余あるが，次にその一部を紹介しよう．

①Giant's Desktop. ここでは電話・鉛筆・クリップ・吸取紙・コーヒー茶わん・定規などが，12倍の大きさになっている．

②Me. ここには，就学前児童のためあつらえた最初の遊び場所と，適度のアーケードがある．

③Factory. ここでは紡績工場で実際に使用する紡すいごまを組立てることと，輸送部門，給与支給事務，時間の記録などが行えるように配慮されている．

④Small Science—Ancient Tools and Technology. ここには，技術の基礎的な原理を教示するため，コーヒーかん・石・糸・くぎなどの使用法や，工具としてプライヤーのような曲げるもの，穴を空けるもの，旋盤機などが備えてある．

⑤Living Things. ハツカネズミ・アリ・ミミズ・ゴキブリなど，都会に住む小動物の自然歴史のコーナーである．そのほかに各種の岩石・貝がら，動物の骨などが展示されている．

⑥City Slice. ここでは街路の地下・地面・地上の3層の交差断面や，家屋（住居）の外から見えない部分の組立てなどが，どのようになっているかを見せている．たとえば，電話マンホール，管とケーブル線，下水溝と下水だめの内部が見えるようになっており，地表を一部切取った地下鉄の状況なども展示されている．

⑦Work. コングレス・ストリート・スーパーレット（congress street superette）と保健診療所で，入場者が演じる役割を通じてのいろいろな探究のコーナーである．探究作業は展示物をつぎつぎに替え，健康診断における作業者の役割の説明で行われる．

⑧Computers. 12の端子にはあらゆる年代の入場者に対応できるようなゲームが，それぞれプログラムに組まれており，その操作によって求めるものを探すように展示されている．

⑨What If You Couldn't? 肢体不自由，盲などの障害についてのコーナーで，たとえば，点字・眼鏡などでどのように援助されるか，相応するものを実物で説示している．

このほかに Grandparents' House, How Movies Move, Video, We're Still Here, Ruth Harmony Green Hall of Toys, Meeting Ground, Japanese Home のコーナーがある．

資材センター（Resource Center）．

ここには展示に関係した書籍類，各種の物，視聴覚教育用具の材料，各種のゲーム類，教育上のアマチュア用の組立て用具が備えられている．それらは地域のワーカー，学生，博物館の会員（会員は一定額の会費納入が義務づけられ，各種の特典がある仕組みとなっている）に，無料もしくは有料で貸出されている．また民族・科学・アジアの勉強をするためのコーナーがあり，本・物・スライドなど，それぞれの材料が備えられている．

小松島子どもの家

わが施設

大坂　誠（おおさか　まこと）
小松島子どもの家園長

施設の沿革

「小松島子どもの家」は昭和54年7月1日，情緒障害児短期治療施設（以後は情短施設という）として認可を受けた．情短施設としてわが国では民間として最初であり，また関東以北で唯一のものである．

この施設は，明治39年（1906年）に創立された養護施設「仙台基督教育児院」の集団生活不適応児に対する処遇小舎（コテージ）として，昭和46年12月に2棟建てたことから始る．当時養護施設はこれまでの養護ケースに加え，社会の急激な変化に伴い，登校拒否，無断外出，盗みなど，いわゆる問題をもつ児童の入所がふえ，その子どもの処遇の在り方を検討する必要に迫られていた．当施設としては5年後に控えた創立70周年記念事業として「地域とともに歩む施設」「子どもの市民的権利を確実に保障できる施設」を目差して，東北大学工学部の協力によりマスタープランを完成し，その一環として情緒障害児のための処遇小舎が発足した．幾多の苦難はあったが，子どもと職員の信頼関係の樹立により，生き生きとした生活を主軸とすることができたので問題性が回復され，非常によい効果を生むことができた．

昭和49年には3棟を増築，昭和51年には仙台基督教育児院から独立し，情緒障害児のための養護施設として認可を受け，昭和53年には専門的治療を行う「小松島子ども療育センター」を付設し，現在の情短施設に発展を遂げるに至った．

施設の概要

施設の児童定員は50人で，職員は園長・精神科医・セラピスト（5人）・保母および指導員（9人）・看護婦・栄養士・書記・調理員などからなっている．施設の特色は，コテージシステムを利用して，生活治療に重点をおいていることであろう．

5棟にはそれぞれ住込み保母と住込みボランティアがおり，保母を軸に小集団で，受容を中心とした愛情関係，情緒体験を豊富にした再体験を行い，根本にさかのぼり，行動のゆがみを是正していくことに主眼をおいている．それが次に信頼関係の確立に発展し，そのことが保母と個この児童だけでなく，児童相互間の信頼関係に発展していく．すなわち小集団での相互信頼が，次に大集団への参加に自信をもたせることを目差している．

そのために生活を重視し，買物・炊事・洗たく・掃除など，日常生活全般を児童自らの手による生活づくりで行わせている．規則や生活プログラムなど生活全般を職員と児童で協議し，それぞれが役割分担をしながら，全員が生き生きした生活をつくり出し，つくり上げる治療訓練を行っているのである．でき

小松島子どもの家の食事風景

る限り制限や規則を少なくし，自由な発言と行動を導き出し，現実との具体的対決が，生活全般を通じて絶えず行われるように積重ねている．これらのことは児童にまず自己を見詰めさせ(自己の確立)，メンバーとの協働（連帯感）により，他人への思いやり（奉仕）を身につけさせる．生活が労働と感動と思いやりを軸に展開されている．

治療部門と教育

児童の必要に応じ，個別または集団的に次の治療を行っている．

①精神科医による精神治療．

②セラピストによる心理療法と遊戯治療．

③セラピストによる保護者への面接指導．

④指導員によるグループワーク．

⑤指導員による作業療法．

これらは医師・セラピストおよび保母・指導員のチームワークにより，その児童に必要な治療ネットワークによって随時行われている．また年間行事として野外訓練（ハイキング・海浜キャンプ・スキー旅行など），あるいは週末帰省(土・日曜日に治療効果をみるための帰省）も実施している．

児童の教育については，現在のところ地域の小・中学校の協力により，地域の小・中学校およびそこに付設されている情緒障害児学級と特殊学級に通学している．そのことが児童の社会性をより以上発達させるとともに，児童のもつ問題の回復に大きな効果を上げている．

むすび

以上が「小松島子どもの家」の概要であるが，情緒障害児にとっていちばん必要なのは人材である．この施設で「住込み」という前近代的過酷な労働条件のもとに，ひたすら児童の未来を信じて肉体と精神をすり減らしながら毎日指導や治療に当っているスタッフは，施設の財宝である．困難に対する忍耐力，そして底抜けの明るさ，研究心，そのうえ児童とともに感動したり，喜んだり，泣いたりできる共感関係．それは子どもの生き方を，子ども自身に変容させる大きな力になっている．

今「子どもの家」は農場をもって農業を営み，また作業場を造って陶芸や木工を行おうとしている．ますます労働が厳しくなるが，そのいっぽうで困っている子どもがいれば，通所・外来・訪問で取組もうとしている．「共に生き，共に学び，共に育つ」施設に向かって．

イギリスの母子福祉施策とファイナー報告

京　極　高　宣
日本社会事業大学助教授

母子福祉に対する国民的関心の高まり

わが国の母子福祉は敗戦直後においては，いわゆる戦争未亡人対策が中心であり，社会福祉の重点課題として位置づけられていた．その後，高度成長時代にはいるに連れて，母子福祉は児童福祉や障害者福祉などの対人的福祉サービスの積極的展開のまえに，後景に退いた感があった．ところが最近，離婚などによる生別母子あるいは若年母子の増加によって，母子福祉への国民的関心が再び広がりつつあるようにみえる．このような傾向は同時に社会福祉の調査研究においても，たとえば，国際婦人年（1975年）を前後とする全国各地の母子世帯生活実態調査[1]の進展や，社会福祉研究所『母子研究』[2]の創刊（1978年）などにみられる研究水準の高まりにも反映されている．

本稿の目的は，イギリスの『ファイナー報告』[3]（1974年）を紹介し，そのなかで今後のわが国における母子福祉施策のあるべき発展方向を探ることにある．

ワンペアレント・ファミリー

『ファイナー報告』とは1969年11月にイギリス保守党政権下のソーシャル大臣の委嘱で発足したワンペアレント・ファミリー委員会（モリス・ファイナー議長ほか11人，計12人）が，約5か年間の歳月をかけて作成した，イギリスの母子・父子家族に対する総合的かつ抜本的な福祉施策の報告書である．その目次（表2）に見られるように，報告書は母子および父子家族の生活困難をきわめて多角的に分析しており，とくに所得保障に関する保障扶養手当

表1　委員会の構成員

1）Morris Finer卿（議長）
2）DCH Abbot氏
3）JM Scott-Batay夫人
4）WB Harbert氏
5）S Isaacs氏
6）BJ Kahan夫人
7）OR McGregor教授
8）Macfeod of Borve JP男爵（1972年9月～）
9）N Murchison氏
10）CM Patterson夫人
11）M Proops夫人
12）HG Simpson氏
13）故RM Titmuss教授
〈書記〉
1）故DG John氏（1969年11月～1970年2月）
2）GC F Sladden氏（1970年2月～1971年12月）
3）ML. Meadon夫人（1972年1月～）

(Guaranteed Maintenance Allowance)という新制度の創設をはじめ230の勧告を提案している．

それはともかくわが国の母子福祉施策にとってなによりも興味深いことは，母子家庭と父子家庭とを包括するワンペアレント・ファミリー（一人親家族または単親家族）というタームから，従来のソーシャルサービス施策を再編成しようとしていることであろう．

『ファイナー報告』全3巻

このターム(用語)はわれわれが家族病理学でなじんできた欠損家族(broken-family)とはややニュアンスが異なり，通常の家族(normal family)をツーペアレント・ファミリー(二人親家族)としての，あくまで相対的対比でとらえた概念である．ややもすると欠損家族というタームが，いわゆる差別用語となることにも注意を払っておく必要があるだろう．(4)

表2 『ファイナー報告』第1巻の目次

Part 1. まえおき
Part 2. 起点と課題
Part 3. ワンペアレント・ファミリーの形成
Part 4. 家族法と社会保障とワンペアレント・ファミリー
Part 5. 所得
Part 6. 住宅
Part 7. 雇用
Part 8. 親と子
Part 9. まとめ

さて，このような視角から提出された『ファイナー報告』の詳細については別の機会に譲り，イギリスにおける母子福祉施策の状況に，ここで簡単に触れておくことにする．

イギリスの母子・父子家庭の貧しさ

周知のように戦後のイギリスの福祉国家は，いわゆる『ベバリッジ報告』(1942年）に基づいてスタートしたのであるが，母子家庭の所得保障は寡婦年金と補足給付の二本だてとなっていた．したがって寡婦以外の母子家庭はすべて，補足給付（わが国でいう生活保護)だけに頼らざるを得ない仕組であった．しかし，未婚や別居・離婚による生別若年母子の増加傾向がしだいに顕著となるに連れて，従来のわく組は現実にそぐわなくなってきたのである．

また共働きが一般化するなかで，母子家庭の相対

表3　ワンペアレント・ファミリーのおもな源泉所得

源泉所得（1971年末）		世帯数
寡婦以外の母子世帯	勤労収入	140千世帯
	扶養料（養育費）	50
	補足給付	200
	その他	10
	小計	400
寡婦世帯	勤労収入	50
	寡婦給付	60
	その他	10
	小計	120
父子世帯	勤労収入	90
	補足給付	10
	小計	100
ワンペアレント・ファミリー	合計	620

『ファイナー報告』I, ibid p.244.
注　世帯総数は委員会の独自推計で，OPCSの57万世帯より若干多い．

的貧困がかえって広がってきたことも無視できない．現在のイギリスでは，母子家庭の生活水準は，寡婦・離婚・別居そして未婚の母という順序で悪化しており，未婚の母はほとんどが極貧であるといわれている．[5]しかし『ファイナー報告』がいみじくも指摘しているように「その児童のすべては，母親の事情いかんにかかわらず平等に取扱われるべきである」[6]とすれば，新しい対応が構想されるべきであろう．

しかも国際比較からみると，イギリスの母子家庭の生活水準は西ヨーロッパのなかで最低であり（表5），わが国と比べて，厳密には「母子福祉」という範ちゅうがソーシャルサービス体系のなかに存在していないことも指摘しておかねばならないだろう．また父子家庭の生活困難もわが国と同様に深刻であり，その対応をソーシャルサービス体系にしかるべく位置づけなければならない時代状況になってきた．こうした背景のもとで『ファイナー報告』も70年代半ばにしてようやく提出されたものである．

関連団体・機関の動き

『ファイナー報告』の多くの勧告は，現在その48が実現されているが，その大半は保守党政権下の財政的理由でまだ実施されていない．しかし『ファイナー報告』がわが国の少なくない審議会報告書と異なり，その作成過程で，数多くの公聴会や民間の母子福祉団体の協力を得てきたため，現在，全国ワンペアレント・ファミリー協議会をはじめ28の民間団体による「ファイナー報告—共同行動委員会」（Finer Joint Action Committee）が結成され，残りの勧告実現に積極的に取組んでいる．この協議会は，以前は未婚の母子に対する協議会であったが，こんにち的状況によってその名称を変えたイギリス最大の民間母子福祉機関である．

そのなかにはファイナー委員会の審議期間中に発足したジンジャーブレッド（Gingerbread）という母子家庭の母親による民間自助組織もある．同組織の

表4　母子世帯・父子世帯の推移

調査年		1971	1976
母子世帯	未婚	90	130
	別居	170	185
	離婚	120	230
	寡婦	120	115
	小計	500	660
父子世帯		70	90
総計		570	750

Office of Population Census and Survey（OPCS）.

名は「しょうがパン」というケーキを意味するが，現地で取材した情報によると，もともとは発起人の母親たちが集るレストランの名The Golden Ages of Gingerbreadで，しかも「政府当局を刺激して生活の糧を引出す(gingering up the authorities for more bread)」という意味も含まれているそうである．ジンジャーブレッドはこんにち2,000人の会員と300支部をもち，生別母子の若い母親に大きな影響力をもっている．

表5　母子家族の生活水準（1970～71年の国際比較）

標準ツーペアレントの総収入に対するワンペアレントの総収入の割合	ノルウェー %	スウェーデン %	西ドイツ %	オランダ %	イギリス %
未婚の母	83	68	55	67	50
同上(フルタイム)	108	107	74	75	72
離婚 または 別居	83	68	55	67	50
寡婦	84	100	62	72	53

『ファイナー報告』II.ibid p.27～28の図表より作成．

注1.標準ツーペアレント・ファミリーは未修学と小学生の2人の児童をもつ家族であって，夫は成人男子工員の中位収入総額を得ており，妻は家庭外で働いていないものとする．

2.家族類型はそれぞれ注1.と同じ児童構成であり，未婚の母（フルタイム）は，成人男子工員賃金の3分の2を得るものとする．

3.換算レートは1971年秋の次の基準をとる．£1＝17.10ノルウェーKr＝12.57スウェーデンKr＝8.35西ドイツDM＝8.35オランダFL．

いずれにしてもイギリスの母子福祉施策は大きな転換期に差しかかっており，『ファイナー報告』からは学ぶべき諸点がたいへん多い．単に理念や勧告内容だけではなく，それらを導きだすに至った手堅い調査研究についても同様である．なかでも『ファイナー報告』の補助作業となったスコットランドの未婚の母の調査研究，すなわちアンジェラ・ポプキンソン『未婚の母――最初の1年』(7)(スコットランド片親協議会，1976年）は圧巻であり，近いうちにぜひ紹介したいものである．

わが国の母子福祉研究も国際動向を踏まえて新たな発展水準に差しかかっているのではなかろうか．

スコットランド片親協議会の事務局長

注

(1) なかでも優れた実態調査として，川崎市『神奈川県母子及び父子世帯の実態調査』(1976年）が挙げられる．

(2) 社会福祉法人真生会社会福祉研究所『母子研究』(No1,1978年)．なおその後，同『母子研究』(No2,1979年）が発刊され，現在，第3号(No.3)が刊行されつつある．

(3)『Report of the Committee on One-Parent Families』Vol I, Vol II. 1974, London. Cmnd 5629, Cmnd 5629-1, Chairman, the Hon. Sir Morris Finer. その要旨の紹介は，拙稿「イギリスにおけるワンペアレント・ファミリー研究の動向―"one-parent family(ひとり親家族)"と"broken family(欠損家族)"との概念的相違にふれつつ―」(『母子研究』No1. 社会保障研究所，1978年）に詳しい．なお同論文は『現代のエスプリ―母子家庭』(至文堂，1979年）に再録されている．

(4)「欠損家族というステロタイプは，それ自体，父親不在の恥辱（the stigma of fatherlessness)に寄与し，それを強調するのであるから，反対する必要がある．……父親の役割の諸側面が他の人びとによって遂行されるには多様な方途があり，したがってまたわれわれは，家庭に父親がない家族についてあまり気楽に一般化することに用心しなければならない．」(Dennis Marsdenn: Mothers Alone. Revised Edition 1973. Pelican Books, pp.163－164).

(5) Peter Townsend: Sociology and Social Policy. 1975. Penguin Books, pp.276－277.

(6)『ファイナー報告』ibid I. paragraph 2·6.

(7) Angela Hopikinson: Single Mothers－The First Year. 1976.

第1号～第9号分類総目次

左側の数字は号，右側の数字はページを示す

児童学

児童発達理論の流れ(藤嶋輝子)……1－44
子どもの行動変容―アメリカのオペラント学説―(東　正)……4－2

母性

スウェーデンの労働者階層の若い母親たち(山崎道子)……3－7
国際女医会第15回会議(熊谷美津子)…4－48
母性愛を中心とする内外文献（千羽喜代子・今井節子)……4－52
ローマの子どもと母親(山田すみ子)…5－41

育児一般・しつけ

ゼントルマンを育てる(竹田和子)……1－65
バルドン―フランス人のしつけ―（上野啓子）……2－59
子どものしつけと社会福祉(岩永信吉)…3－44
最近の保育動向を中心とする内外文献（森　重敏)……5－50
教育の祖型を探る―アチョリ族の子育て―(小沢有作)……6－9
最新の世界の育児書(沢田啓司)……6－50
カスタニエの実拾い(辻　英子)……6－57
タンゴの国のしつけと慣らわし―アルゼンチン―(小林暁子)……7－62
タイの子ども(伊達卓三)……8－8
オーストリアのしつけ(辻　英子)……8－12
タンザニアの子ども(鈴木優梨子)……9－6

児童福祉一般

スウェーデンの児童の権利(川田　勇)1－50
児童福祉問題最近の米・英の基礎・専門文献(小島蓉子)……1－58
フィンランドの児童福祉(田中　寿)…2－2
スウェーデンの児童健全育成対策（吉野　寛）……2－15
シンガポールの児童福祉のコミュニティー・サービス(小林芳文)……2－41
社会主義社会の児童福祉基礎・専門文献(高橋重宏)……2－53
トルコの母と子の施設(M.ギョエケル)3－14
児童手当制度の最近の動向(坂本佳三)3－18
ベルギーの児童福祉活動(小山一宏)…3－39
母と子の年金(平久長久)……4－16
国際児童年に向けて動きはじめたＩＵＣＷ(大谷嘉朗)……5－8
婦人国際平和自由連盟第20回国際総会（辻　キヨ)……6－48
世界の児童手当(肥後和夫)……7－9
小児病院―ニューオーリンズ―(戸松ユキ)7－36
国際児童年に向かう国際児童福祉連合の活動(加藤栄一)……7－40
カナダの子ども(岡本民夫)……8－76
フィリピンの児童福祉事情(大谷嘉朗)9－2
第6回国際社会福祉協議会アジア西太平洋地域会議(郷地二三子)……9－74

地域福祉機関一般

アメリカの就学前児童のためのデーケアプロジェクト(小関康之)……1－4
フィリピンの地域社会生活向上教育センター(大谷嘉朗)……1－34
コペンハーゲンのファミリーガイダンス(高橋重宏)……1－47
地域の福祉活動とワーカー―西ベルリン・ロンドン・カナダ―(坂口順治)…4－9
児童相談機関と地域活動―アルコール・薬物中毒の防止教育―(カックス梢)7－2

保育所・託児所

カリフォルニア州の公立保育所と私立デースクール(長谷川慶枝)……4－30
ドイツ民主共和国の児童保育（田端光美）……4－38
フランスの幼児保育と幼児教育の存り方(岡田正章)……5－2
コペンハーゲンのストレ・ビュールスルゴー(土屋方人)……5－28
イスラエルの幼児教育―キブツの2歳児―(小川博久)……8－16
中国の幼児教育(高橋種昭)……8－20
ハンガリーの保育所(小川信子)……8－24
ロンドン地区の幼児の福祉と教育（林三平）……8－28
オーストラリアの児童福祉施設を訪ねて(吉沢英子)……8－48
ベトナム・ホーチミン市の保育問題（グェン・ティ・リェン・ホア)……9－18
韓国の児童福祉と教育(帆足喜与子)…9－22
フランスの子ども(寺内礼治郎)……9－26
インドの建設現場の託児所(山口　真)9－30

能力開発・自閉症

ニューヨークのケネディ・チャイルド・スタディ・センター(託間晋平)……1－38
アイオワ州の児童育成の診断センター（松本佑子)……3－28
定着した地域行動プログラム―アメリカ―(福田垂穂)……5－35
自閉児との触れ合い―ブレントウッド教育治療センター―(昌子武司)……6－32
幼児能力開発通園施設―シカゴ―（石渡　裕）……7－32

遊び場・遊具・がん具

ロンドンの冒険遊び場(本田三郎)……1－40
北欧の遊具(仙田　満)……4－44
世界の玩具安全基準統一化の動き（角田鏡輔）……6－36
デンマーク・スウェーデンの児童の遊びの環境(高城義太郎)……8－2
ロンドン地区の幼児の福祉と教育（林三平）……8－28
スイスの教育と子どもの遊び場（斎藤歓能）……8－60

幼児教育

フランスの母親学校(山口　真)……1－10
ＯＭＥＰ―ワルシャワ会議に向けて―（森　重敏)……3－2
西ドイツの幼児教育の基礎(成田弘子)3－54
カリフォルニア州の公立保育所と私立デースクール(長谷川愛枝)……4－30
フランスの幼児保育と幼児教育の存り方(岡田正章)……5－2
教育の祖型を探る―アチョリ族の子育て―(小沢有作)……6－9
ＯＭＥＰ第15回世界大会(山下俊郎)…6－46
国際幼児教育会議(児玉　省)……7－54
イスラエルの幼児教育―キブツの2歳児―(小川博久)……8－16
中国の幼児教育(高橋種昭)……8－20
ソ連の学齢前教育(勅使千鶴)……8－32
西ドイツの幼児教育の研究(平井信義)8－36
フランスの子ども(寺内礼治郎)……9－26

初等教育・児童演劇

ニュージーランドの主婦たち(仲里幸子)2－56
ハンブルグ国際児童演劇祭（落合聡三郎）……2－44

児童館

デンマークの児童館とユースクラブ活動(山崎重信)……1－17
デンマークの児童館と児童の余暇活動（長門乙彦)……2－32
コペンハーゲンのストレ・ビュールスルゴー(土屋方人)……5－28
スイスの教育と子どもの遊び場（斎藤歓能）……8－60

子どもの生活一般

人種差別のない階層社会―サンパウロ―（田実　碧)……4－58

仏教国の子だくさん(大貫富美子)…… 5 －58
ミクロネシアの子どもたち(福田重穂) 6 －39
カスタニエの実拾い―ウィーン―（辻英子）…… 6 －57
タンゴの国のしつけと慣らわし―アルゼンチン―(小林暁子)…… 7 －62
アラブ首長国連邦の子ども(笹原松子・笹原美智）…… 8 －40
ネパールの子ども(福渡　勲)…… 8 －44
スリランカの子ども(岡本美智子)…… 8 －52
南イタリア・マンフレドニアの子ども（川本恵子)…… 8 －56
ナイジェリアの子ども(宮崎安子)…… 9 －10
レバノンの家庭生活と子ども(小山則子) 9 －14
台湾の小学生(廖　高義)…… 9 －34
ミクロネシア・トラック諸島の子ども（古市　慎)…… 9 －38
メキシコの子ども(山本哲士)…… 9 －42
イラクの子どもと環境(佐藤由美子)… 9 －46
スペインの国柄と子ども(香川純子)… 9 －50
ブラジルの子ども―日系人の生活と問題点―(横山定雄)…… 9 －58

性教育

十代の性と愛(生月雅子)…… 5 －38
知らせておかなくてはならない―西ドイツの少女の性教育―(安藤　則)… 6 －22

自殺

ロサンゼルス自殺予防センターの青少年自殺対策(勝俣暎史)…… 8 －72
自殺予防国際シンポジウム(田村健二) 7 －52

非行・非行児施設

イギリスのレッドヒル教護院(志茂彦之) 2 －34
プエルトリコの中途の家(松本武子)… 4 －24
オハイオ州フランクリン郡児童福祉局のサービスとグループホーム(潮谷義子) 5 －26
少年のまち―ローマの教護院―（松本武子）…… 5 －30
大ロンドン３自治区立教護院(広渡修) 6 －34
最近の少年非行現象(溝上端夫)…… 7 －16
エクセルシア―アメリカの女子教護院―(松本和子)…… 7 －34
タイの婦人厚生施設バックレッドホーム(福田垂穂)…… 7 －38
デンマークの行動問題児教育（池田大八郎）…… 8 －68
ニュージーランドの少年非行対策（武川　篤）…… 9 －62

里親

全米里親大会とアメリカの里親(中一郎) 5 －32

児童養護施設

コルンタル・ホフマンハウス養護施設（岩佐喜久枝)…… 1 －31
ネパールSOS子どもの村(小林芳文)… 2 －28
タイの養護施設(福田垂穂)…… 3 －24
韓国の養護施設の現状と今後の展望（大谷嘉朗)…… 3 －36
メキシコの女児養護施設(梅森公代)… 5 －24
オーストリア・モースブルグのＳＯＳ子どもの村(今井節子)…… 7 －30
リベリアの子ども(パトリシア・クラーク) 9 －66

虐待・緊急避難所

子どもの虐待(松島富之助)…… 2 －38
ロンドンの母子の緊急避難所（佐藤豊通）…… 4 －35
子どもの虐待―イギリスの研究文献―（久保紘章)…… 7 －56

母子家庭・母子寮

ヘルシンキの未婚の母と子どもの家（坂田　澄)…… 1 －36
北欧の母子福祉(長畦すめる・久保冷子) 6 － 2
リベリアの子ども(パトリシア・クラーク) 9 －66
第６回国際社会福祉協議会アジア西太平洋地域会議(郷地二三子)…… 9 －74

障害児(者)

カナダの福祉と障害児リハビリテーション(詫間晋平)…… 1 －22
プラハのイエドリチカ研究所(高橋重宏) 1 －28
アメリカの心身障害者福祉工場（橋本明）…… 2 －22
ルクセンブルグの精神薄弱児施設（小山一宏）…… 2 －30
スペインの心身障害児の特殊教育・訓練施設(小山一宏)…… 2 －36
ドクター・アドルフ・ローレンツの家（小山一宏)…… 4 －26
イラン国立児童保護協会付属精薄児施設(小林芳文)…… 4 －28
ランチョ・ロス・アミーゴス病院（加賀美暎子）…… 3 －30
ペンシルバニア州のマクガイア・メモリアル・ホームの療育(丹羽淑子)… 4 －32
ブラジル日系コロニア重度精神薄弱児施設「希望の家」(大西紀久江)…… 5 －22
東欧の福祉施設―障害児施設―（藤島岳・津曲裕二)…… 5 －14
身体障害児・者のための福祉機器―欧米の現状―(高山忠雄)…… 6 －16
西ドイツ・ジュッセルドルフ郊外の心身障害児・者施設「ヘバタ」（飯田　進)… 6 －30
イギリスの障害児教育―ロンドン・モーズレイ病院―(野村東助)…… 7 －43
ミュンヘンの重複障害児福祉(高橋重宏) 7 －46
オーストラリアの児童福祉施設を訪ねて(吉沢英子)…… 8 －48

保健指導・家族計画

第31回国連世界人口会議(高橋重郷)… 1 －54
ＩＰＰＦ東南アジア・東アジア・オセアニア地域ワークショップ―家族計画のための地域教育―(小長井春雄)… 1 －56
バングラデシュの母と子(長田満江)… 3 －33
インド・タイ・インドネシア視察旅行（小林好美子)…… 6 －42
ネパールの子ども(福渡　勲)…… 8 －44
インドネシアの小学生(笠井　象)…… 8 －64
タンザニアの子ども(鈴木優梨子)…… 9 － 6

職員養成機関

シドニーの保母養成機関(小林芳文)… 3 －26
保母養成施設―オーストリア―（千羽喜代子）…… 6 －28

婦人運動・ボランティア

世界の婦人のボランティア(林　千代) 1 －62
国際婦人年・メキシコ会議(長尾立子) 2 －50
ニュージーランドの主婦たち(仲里幸子) 2 －56
英国の婦人会活動(山崎美貴子)…… 3 －50
中国の旅―婦人の活動―(辻　キヨ)… 4 －55
第16回国際看護婦協会４年ごと大会（池田ふみ子)…… 5 －44
オーストリアの婦人たち(フリューリング M.紬子)…… 5 －54
アメリカ合衆国の婦人の動き―男女の役割をめぐって―(庄司洋子)…… 6 －53
ホンコンの主婦たち(大森邦子)…… 7 －59

その他

西ドイツのホームヘルプ・サービスと保養事業(春見静子)…… 2 － 8
第18回国際社会事業教育会議と国際社会福祉会議(松本武子)…… 3 －46
第２回国際社会事業団会議と職員研修会(児玉怜子)…… 3 －48
西ドイツのトリム(吉田健一)…… 4 －41
国際連合人間居住会議(大川信昭)…… 4 －50
第10回国際精神療法学会(池田由子)… 5 －46
世界青年平和会議(宮崎俊策)…… 5 －48
みんなのスポーツの推進(青木　高)… 7 －24
ペル―のインディオの女たち(好本照子) 7 －49
アラスカ州エスキモーの暮しと子ども（武藤静子)…… 9 －54
クウェートと教育(荒川弘子)…… 9 －70

あれ・それ・これ

わが愛すべき仲間

伊東よね
国際社会事業団常務理事

社会福祉の仕事をしていると，いろいろな性格の人に出合う．深刻なことでひどく悩んでいるときでも，楽天的な私を見ていると気が抜けてしまうと，オフィスの相棒はよくあきれて言う．財政的悩み，相談に訪れる人たちの扱いの悩み，「悩みが多過ぎるISS(International Social Service；国際社会事業団)で，よくまあ胃潰瘍にならないと不思議だったけど，あなたならならないわね！」と．

ところがである．わが愛すべきフィリピン大使館の文化部のサンタクルスさんは，私に輪をかけた楽天家．大使夫人を委員長とする国際的児童の集いであるISSの「国際文化の集い」の準備で，私と相棒がよく大使館を訪れる．私の相棒は相もかわらず心配して言う．「各国大使館からの催物参加はうまく運ぶでしょうか」と．「Oh！ Don't worry Sさん．It's easy！」てきぱきと相談を済ませると，立上り，OK！ Good bye！「心配するな，実行あるのみネ！」

そこで相棒の嘆きはさらに深刻化する．私とサンタクルスさんをまえにして，「大丈夫なのかしら，どうなったって，私知らないわよ！」と放心状態．

私たちのような相談事業をしている者は，毎日いろいろな人に出合って，カッとなったり，ホッとしたり，爆発寸前で気が抜けたり．人間こうしてバランスが取れて，事なく生活ができているのかもしれない，とのんきに私は思う．

タイ・ナコンサワン県視察

原沢勇
日本家族計画協会事務局次長

わが協会創立25周年記念行事の一環として，東南アジア家族計画事情視察研修団を募集，タイ・シンガポール・ホンコンを旅行してきた．20歳代から60歳代までの医師・保健婦・助産婦さんなど総勢37人の女性中心の集団だ．今回の旅行でたいへん感動的なことがあった．

タイ北部のナコンサワン県の県衛生部・病院・助産婦駐在所を訪問した．わが国の現状と比較してあまりにも貧弱な施設や設備だ．それに反して交歓した指導員たちはまじめで使命感に燃えていた．

帰途のバスはバンコクへ向かっていた．訪問指導用の自転車も不足，医療器具もお粗末で，終戦直後の自分の姿を見る思いが参加者の胸を去来した．あの駐在所の助産婦にバイクの1台でも贈ってあげたい，の声に始って，もっと若かったらナコンサワンの妊産婦や赤ちゃんの保健指導をしたい，シルバーボランティアとして働きたい，などと，バスのなかは，私たちにもなにかできるはず，の声であふれた．こうして集った寄金は18万円余，今，現地の関係者と有効な活用方法を協議している．

フィリピンのソーシャルワーカー

前田ケイ
ルーテル神学大学教授

昨年10月の半ば，資生堂社会福祉事業財団の招きで，フィリピンから研修のために来日されたソーシャルワーカーの方たちがあった．

私はたまたま日本とフィリピン両国の社会福祉専門教育について意見を交換する会合に招いていただき，フィリピンの研修団の方がたに親しくお会いする機会を得た．

研修グループの一行は12人であったが，この方たちがいずれも女性であったのには，感慨が深かった．みんなそうそうたる方ばかりで，いずれも公私の社会福祉機関や団体の重要なポストを代表される人たちである．——なぜ女性ばかりなのか？

日本の場合，重要な社会福祉のポストは大部分が男性によって代表さ

来日の一行．東京墨田区・興望館で

れている．老人ホーム，養護施設などを始めとする各種の社会福祉現場での仕事は圧倒的に女性の労働で支えられ，政策は男性のみの官僚で作られるという日本の社会も偏っているけれど，上から下まで圧倒的に女性ばかり，「社会福祉は女の仕事」という風潮があるフィリピンの社会も改善が必要ではないか，と気を回してしまう．

それにしても団長のミセス・コルテロ（フィリピン女子大学学長代理）は，実に理路整然とかの国の教育事情を説明してくださった．日本の男性のなかにもこのような人物は多くないのでは……．私は日本人としても，女性としても，複雑な感情を味わったのである．

あの時のアメリカの子ども

松本武子（まつもと たけこ）
東洋大学教授

もう25年以上昔のことになるが，ときどきあの子らの顔を思い浮べる．

私が留学したのは昭和28年の7月末であった．まだ戦後の配給時代であった．成長盛りの5歳と11歳の子どもの冬の下着が近所になく，浅草まで探しに行ったものである．

現在横浜港に観覧用にけい留されている「氷川丸」にフルブライト学生を乗せるということのため（戦後日本船で渡米が許された初航海ということで），私らは大学の始業1か月余もまえにアメリカに運ばれた．

シアトルのワシントン大学で約1か月のオリエンテーションがあり，インディアナポリスに着いて，始業までに約半月あった．その間私は，昼間は朝から夕方まで街をぶらつき，会話のけいこをする計画を立てた．だれでもよい，往来や食堂で出合う人を捕えて話をしかけるのである．

私は昼食時に子どもたちがあるドラッグストアに集ることを知った．家に帰っても母親がいない子どもたちであろう．私は毎日そこに食事にいくことに決めた．扇子を持っていって見せたり，桜や富士山の絵葉書を見せて説明する．子どもたちは私を囲んで種じゅな質問をする．そこでは私は卑屈にならないでもよく，得意になってフジヤマの説明をする．

日本人のいないインディアナポリスで，英語のしゃべれない私に，くつろいだ，温かいひと時を与えてくれたあの子らは，今は30代の青年であろう．どうしているかしら，と一葉のスナップをみつめる私である．

昨今のイギリスと福祉行政

佐藤進（さとう すすむ）
日本女子大学教授

この数年間なんらかの機会を得て，ヨーロッパ諸国の社会福祉施設ならびに社会福祉行政の実情を勉強に出掛けている．ゆきずりの旅人ではあるが，毎年の訪れで，イギリスの国内を歩いたり，施設を見学したりしていると，比較が少しずつでもできようものである．

ことに労働党から保守党サッチャー政権への移行のみられた79年の昨秋，女性首相の誕生で，これはと思うほどに福祉行政の転換を感じさせられたのはちょっと意外であった．財政カットの大なたは，私の見学したイングランドの老人施設や障害者施設や，児童施設の一つ一つにも及んでいるようで，施設従事者の削減，収容者の人数制限など，いずれもサッチャー首相の税節約の公約の実行というらしかった．労使関係の分野においても，安易な政府の介入を避け，社会的な力関係を背景に，自主，自由な，自力解決をという方向に転換がみられているようであった．80年代を迎え，自由競争と自力をモットーに，サッチャー保守党の社会福祉は，福祉国民の夢をどのようにつなぐのか，新しいちょう戦をみる思いがしたのである．

編集後記

1980年は第2次オイルショックやソ連軍のアフガニスタン進出といった世界的な緊張感につつまれて明けました．そして1980年代を予測したとき，だれもが疑わないことは，女性の社会的進出でありましょう．はじめての女性大使や，東大付属研究所所長の誕生も，1980年になってのことでした．

しかしその反面において，女性の自立意識の向上が，片親家庭の増加にもつながってくることを，どうしても否めません．

本誌は本号から特集欄を設けることにいたしましたが，今回は，近年増加しているその「片親家庭」を取上げ，全ページの約3分の1をこれに充てました．これからはしばらく，特集記事と一般情報を併合させた編集形式で，進めて行きたいと考えております．

また冊子の体裁も，保存時に見いだしやすいよう，背文字をつけることにいたしました．

創刊以来，本誌の編集委員としてご尽力をいただきました五島貞次武蔵大学教授が，ご定年を迎えられ，本号から編集委員を退かれました．そして玉川大学教授に移られた高城義太郎先生が五島先生に代られ，また，厚生省児童家庭局育成課長會田武平先生が編集委員に新しく加わられました．五島先生にはほんとうに長いあいだお世話になりまして，一同深く感謝申しあげている次第でございます．

特集欄のほかには，国際児童年であった1979年を締めくくって，IYCにかかわる国際会議一覧を掲載いたしました．また1979年11月に名古屋市で行われた国際児童年記念・児童福祉シンポジウムについて，厚生省児童家庭局の荻須氏に情報記事をご寄稿いただきました．併せてIYCの全貌を把握するのに役立つことと思います．

スポック博士の日本講演の解説は，かの有名な『スポック博士の育児書(Baby and Child Care)』の4訂版を出して間もなく，50年余りも連添ったジェーン夫人と離婚している博士の幼児教育論だけに，この号に掲載されたことに，また一つの意義が加わっているように思われます．4訂版は1978年に出版され，邦訳はまだ出ておりません．邦訳の出ている2訂版の内容とはかなり変っていますので，ご興味のある方は，邦訳ではなく，4訂版の原著に触れられることをお勧めいたします．4訂版が最も大きく変ったところは，男女の性区別を極力なくそうとした点でありましょう．

女性の自立の進むことが，片親家庭の子どもの不幸を生み出したりして，それがやがて人類の滅亡につながらないように，この号の出版が各方面の心ある方がたによって役立てられて行くことを願ってやみません．

（編集委員　加藤　翠）

編集委員（50音順）

會田武平（あいだ ぶへい）
厚生省児童家庭局育成課長

加藤・翠（かとう みどり）
日本女子大学教授

田村健二（たむら けんじ）
東洋大学教授

高城義太郎（たかぎ よしたろう）
玉川大学教授

辰見敏夫（たつみ としお）
東京学芸大学教授

平井信義（ひらい のぶよし）
大妻女子大学教授

福田垂穂（ふくだ たりほ）
明治学院大学教授

森重敏（もりしげ としお）
東京都立大学教授

斎藤武（さいとう たけし）
資生堂社会福祉事業財団
常務理事

世界の児童と母性
—海外福祉情報—
年2回発行
第10号　昭和55年3月31日発行
編集・発行者
財団法人 資生堂社会福祉事業財団
東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話 03-572-5111　郵便番号104
印刷所　図書印刷株式会社
東京都港区三田5－12－1

財団法人
資生堂社会福祉事業財団

SHISEIDO
SOCIAL WELFARE
FOUNDATION